

平成 1 7 年第 2 回西予市議会定例会会期日程表

会期 6 月 1 6 日（木）～ 6 月 2 9 日（水） （ 1 4 日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
6 月 1 6 日	木	本会議（開会）	・ 理事者提案説明
6 月 1 7 日	金	本 会 議	・ 一般質問、質疑
6 月 1 8 日	土	休 会	
6 月 1 9 日	日	休 会	
6 月 2 0 日	月	常任委員会	
6 月 2 1 日	火	常任委員会	
6 月 2 2 日	水	常任委員会	
6 月 2 3 日	木	常任委員会	
6 月 2 4 日	金	常任委員会	
6 月 2 5 日	土	休 会	
6 月 2 6 日	日	休 会	
6 月 2 7 日	月	休 会	
6 月 2 8 日	火	休 会	
6 月 2 9 日	水	本会議（閉会）	・ 委員長報告 ・ 質疑、討論、採決

平成17年第2回定例会（1日目）H17.6.16
平成17年第2回西予市議会定例会会議録（第1号）

1.招集	年	月	日	平成17年6月16日
1.招集	の	場	所	西予市議会議場
1.開			会	平成17年6月16日
1.散			会	平成17年6月16日
				午後0時01分

1	出	議	席	剛清宏幸志文三義男三生廣義昭夫秋吉勇男義俊和千朗三男男盛元重重
1	番	明義孝武健一秀修作朝泰忠幸清宇	之	英昭光芳三二周安武忠 隆豐
2	番	中山宮島親川野川井本野井野野好山井頭本本川原地宮田本野竹宮本野	又	
3	番	宇都松元嶋沖森龜名河藤淺淺三岡酒兵山山梅鍵菊宇岡山平大二坂淺		
4	番			
5	番			
6	番			
7	番			
8	番			
9	番			
10	番			
11	番			
12	番			
13	番			
14	番			
15	番			
16	番			
17	番			
18	番			
19	番			
20	番			
21	番			
22	番			
23	番			
24	番			
25	番			
26	番			
27	番			
28	番			
29	番			
30	番			
31	番			

1. 欠席議員
 1. 会議録署名議員
 2. 3番 菊三郎
 2. 4番 宇都宮
 1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

二靜治明二天彦志昭康夫夫男重憲明天司治
幹藤宇英芳俊正豐岩貞則正福安貞忠享賢
好宮好宮藤森本野玉本鬼本甲井倉水畠
三別三三森安大松河小西九山上荒炭清池
長役役長長長長長長長長長長長長員

入育部部部部部部部部部部部部部部
企設業福育總總總總總總總總總總
務活總總總總總總總總總總總總
濱村川瓶院防画
市助収教総建產生教明野城三病消總財企監

1. 記者席について
愛媛新聞

1. 傍聴席について
2名

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
 事務局 局長 吉井 良上 孝千 一浪
 議事 係 長

1. 議事日程
1. 会議に付した事件

1. 会議の経過

氏一浪
職の孝千
者の良上
した紙紙
席吉井別
別別別

平成17年第2回定例会（1日目） H17.6.16

議 事 日 程		
1	会議録署名議員の指名	（23番 菊地ミスギ、24番 宇都宮二郎）
2	会期の決定	（6月16日～6月29日 14日間）
3	承認第21号	専決処分第21号の承認を求めることについて（平成16年度西予市一般会計補正予算（第8号））
4	議案第94号	西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について
	議案第95号	西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第96号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
	議案第97号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
	議案第98号	合併前の城川町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料、旅費及び特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について
5	議案第99号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について
	議案第100号	南予地方水道水質検査協議会規約の変更について
	議案第101号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について
	議案第102号	南予水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び同企業団規約の変更について
	議案第103号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について
	議案第104号	八幡浜地区施設事務組合規約の変更について
6	議案第105号	平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）
	議案第106号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第107号	平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）
	議案第108号	平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第109号	平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第110号	平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
7	報告第1号	平成16年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
	報告第2号	平成16年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
	報告第3号	平成16年度西予市上水道事業会計繰越計算書の報告について
	報告第4号	平成16年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

1	会議録署名議員の指名	
2	会期の決定	
3	承認第21号	専決処分第21号の承認を求めることについて（平成16年度西予市一般会計補正予算（第8号））
4	議案第94号	西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について
	議案第95号	西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第96号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
	議案第97号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
	議案第98号	合併前の城川町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料、旅費及び特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について
5	議案第99号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について
	議案第100号	南予地方水道水質検査協議会規約の変更について
	議案第101号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について
	議案第102号	南予水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び同企業団規約の変更について
	議案第103号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について
	議案第104号	八幡浜地区施設事務組合規約の変更について
6	議案第105号	平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）
	議案第106号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第107号	平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）
	議案第108号	平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第109号	平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第110号	平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
7	報告第1号	平成16年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
	報告第2号	平成16年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
	報告第3号	平成16年度西予市上水道事業会計繰越計算書の報告について
	報告第4号	平成16年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
追加	議案第111号	城川町農産物加工第2工場備品の取得について

開会 午前10時07分

○議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより平成17年第2回西予市議会定例会を開会をいたします。

三好市長より今定例会招集のあいさつがあります。

○三好市長 皆さん、おはようございます。

平成17年第2回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

西予市誕生2年目の平成17年度に入りましては、や2カ月が過ぎ、アジサイの季節となりましたが、議員の皆様におかれましては何かとご多忙の折にもかかわらずご出席いただき、まことにありがとうございます。

なお、平成17年第2回臨時会において議決いただきました、西予市職員の退職手当の特例に関する条例が無効であるというマスコミの報道等につきましては、議員の皆様は大変ご心配をかけておりまして、私といたしましても、十分な調査、研究ができていなかったことについて反省をしております。

この退職手当条例の件につきましては、現在退職手当に関する事務を委任しております県市町総合事務組合と協議を進めておりまして、関係5市12町による希望調査が6月27日までに取りまとめられ、7月1日に検討会が開催される予定となっております。他の市町の意向としましては、事務組合の条例に特例を設けるとか、何らかの方法で実現してはという意見が多いようでありまして、何とか条件を整備いただきまして、厳しい財政状況を克服していかなければならないと考えております。

議員の皆様には、こうした現状についてご理解をいただけますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

次に、三瓶地区の特別養護老人ホーム建設計画につきましては、旧三瓶町時代からの懸案事項でありまして、この件

につきましても大変ご心配をおかけしておりますが、このたび建設地を旧町時代から予定しておりました垣生地区に決定をし、仮称幸生会が近く県に申請する運びとなりましたので、ご報告を申し上げます。

また、さきの臨時議会で正・副議長を初め、各正・副常任委員長が解散されたところですが、前沖野委員長、山本副議長を初め、各常任委員会の委員の皆様におかれましては、合併当初の多難な行政推進にご尽力をいただきました。まことにありがとうございます。

兵頭新議長を初め、議員の皆様におかれましては、西予市2年目における新たな議会構成のフィールドに立たれ、それぞれの立場も新たに今、定例会に臨まれていることと存じます。今後、なお一層のご活躍をご期待申し上げますとともに、円滑な市政運営が図れますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の定例会におきましては、議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、専決処分の承認1件、条例の制定及び改廃5件、一部事務組合の規約変更等6件、平成17年度西予市一般会計補正予算ほか5件、その他平成16年度から17年度への繰越額の報告が4件、合計22件の議案につきましてご審議をお願い申し上げます。

諸議案の提案につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、それぞれご承認、ご決議を賜りますようお願いを申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告及び監査委員から提出されました例月出納検査結果報告書はお手元に配付のとおりでありますので、お目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

（日程1）

○議長 まず、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名人に23番菊地ミスキ君、24番宇都宮二郎君を指名したいと思います。

（日程2）

○議長 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から6月29日までの14日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から6月29日までの14日間と決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時12分）

○議長 再開をいたします。（再開 午前10時45分）

（日程3）

○議長 次に、日程第3、承認第21号「専決処分第21号の承認を求めることについて（平成16年度西予市一般会計補正予算（第8号））」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○別宮助役 承認第21号「専決処分第21号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第21号は、平成16年度西予市一般会計補正予算（第8号）について専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、繰越免許費に乙亥会館の備品購入事業費を追加するものでございます。乙亥会館の備品購入につきましては、3月15日を納入期限といたしまして契約を行っていましたが、カーテンブラインド等の年度内の納入設置が困難となったため、購入費5,470万3,000円を繰り越したものであります。

なお、カーテンブラインド等の納入設置は4月20日に完了をいたしております。よろしくご審議の上、ご承認ください申し上げますようお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第21号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議ないものと認め、そのように決定をいたしました。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で討論を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第21号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第21号「専決処分第21号の承認を求めることについて（平成16年度西予市一般会計補正予算（第8号））」は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

（日程4）

○議長 次に、日程第4、議案第94号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について」から議案第98号「合併前の城川町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料、旅費及び特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○松本生活福祉部長 議案第94号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成11年度に旧城川町で作成した健康保養地基本構想に基づき、合併特例債事業として準備を進めているものであります。

高齢化社会が急速に進展していく中で、健やかに老いることが強く意識され、病気になるための一次予防の重要性が広く認識されるようになってまいりました。このような市民ニーズを受け、健康資源である温泉水を活用して市民に健康づくりの場を提供し、あわせて保養、休養など生活の質の向上や、地域間交流の促進に資することを目的とする中核施設として、西予市健康保養地中核施設を設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定により本条例を制定するものであります。

本施設は宝泉坊ロッジと一体的に運用することや、専門的な指導者が必要であり、その管理運営につきましては効率的かつ効果的な活用を図るため、指定管理者に行わせることとし、本年11月の運営開始を目指し、現在工事及び開業

準備を進めているところであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第95号「西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

墓地新設希望の強い三瓶町蔵貫地区におきまして、墓地不足の解消を図るため、地元住民の皆さんのご理解、ご協力をいただき、造成工事を施工いたしました。西予市蔵貫墓地が完成し、本年7月から住民の利用を開始することに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により本条例の一部を改正し追加するものであります。

なお、使用料につきましては、1平方メートル当たり3万9,000円以内といたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○安藤建設部長 議案第96号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市明浜町宮野浦地区において、市民の住宅難を解消するため西予市単独市営住宅宮野浦東団地を設置いたしましたので、地方自治法第244条の2第1項の規定により本条例の一部を改正し宮野浦東団地を追加するものであります。

なお、宮野浦東団地の設置戸数は3戸となっております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○荒井消防本部消防長 議案第97号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

クリーンなエネルギー源として研究、開発されている燃料電池発電設備につきましては、既に一部事業所等に設置されておりますが、このほど家庭用燃料電池発電設備が商品化され、国内では今後一般家庭への普及が予想されているところと見られます。これに伴い、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことから、本条例の一部改正し発電設備に関する基準の整備を行うものであります。

主な内容は、家庭用燃料電池発電設備の普及を図るため、これまで火災予防条例上必要であった建築物からの離隔距離や消防署への届け出義務の一部免除するなどの規制緩和を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○松本生活福祉部長 議案第98号「合併前の城川町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料、旅費及び特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市内、各診療所の医師の給与及び手当に関しては、合併時の調整が困難であったため、特例として合併前の給与体系を新市に引き継ぐ形で運用をしております。城川町区域につきましても、この特例条例を設けて運用してまいりましたが、このたび城川町全診療所の診療所長が5月末をもって退任されたことに伴う後任の医師の昇格により、現行の特例条例の給与体系が変更となり、また本年6月から本診療所では入院業務が休止され、勤務体制も変更いたしております。これらによりまして、特例条例の適用を受ける医師が城川町区域にいないことから、本条例を制定するものであります。

なお、新たに土居診療所の所長となる医師の給与及び手当の取り扱いについては、現行の西予市職員の給与に関する条例及び西予市職員の特殊勤務手当に関する条例に基づき運用いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

（日程5）

○議長 次に、日程第5、議案第99号「南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について」から議案第104号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○安藤建設部長 議案第99号「南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について」、議案第100号「南予地方水道水質検査協議会規約の変更について」、議案第101号「南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

宇和島市、吉田町、三間町及び津島町が合併し、平成17年8月1日に宇和島市が発足することに伴い、南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数を減少させ及びその数を増加させ並びにその組合規約を改正することについて、地方自治法第252条の6第1項の規定により関係市町村の協議が必要となったことから議会の議決を求めるものであります。以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第102号「南予水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び同企業団規約の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

南予水道企業団の構成団体である宇和島市、吉田町、三間町及び津島町が、平成17年8月1日に合併し宇和島市となることに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により合併の日から同企業団を宇和島市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、企業団を組織する地方公共団体の数を減少させ、企業団規約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○森総務企画部長 議案第103号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の構成市町村における合併が進み、大洲市、長浜町、肱川町及び河辺村が平成17年1月1日に合併し新大洲市、八幡浜市及び保内町が同年3月28日に合併し新八幡浜市、伊方町、瀬戸町及び三崎町が同年4月1日に合併し新伊方町がそれぞれ発足したことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定を適用し、地方自治法第286条第1項の規定により八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について議会の議決をお願いするものであります。

規約改正の主なものは、構成団体のうちから村が消滅したため、規約中の「関係市町村」を「関係市町」に改めるとともに、構成団体の減少に伴う組合議員の定数、地方拠点都市地域に係る経費の分布割合及びふるさと市町村圏基金出資金の市町別額の変更であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第104号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

八幡浜地区施設事務組合を構成する団体のうち、八幡浜市及び保内町が平成17年3月28日に合併して八幡浜市となったこと並びに伊方町、瀬戸町及び三崎町が同年4月1日に合併して伊方町となったことについて、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3の規定を適用し、地方自治法第286条第1項の規定により当該組合の規約を改正するものであります。

この変更により、構成団体が6市町から3市町になり、議員定数が19名から15名に減少いたしますが、西予市からは市長及び議長の2名が組合議員となっており変更前と変わっておりません。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

これより一括質疑を行います。

- （「なし」と呼ぶ者あり）
 ○議長 以上で質疑を終結いたします。
 お諮りいたします。
 議案第99号から議案第104号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
 ○議長 ご異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。
 討論はございませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 ○議長 討論なしと認めます。
 お諮りをいたします。
 議案第99号から議案第104号までの6件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
 ○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第99号「南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について」から議案第104号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」までの6件は原案のとおり決定いたしました。
 （日程6）
 ○議長 次に、日程第6、議案第105号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）」から議案第110号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてまでの6件を一括議題といたします。
 理事者の説明を求めます。
 ○三好市長 議案第105号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、2点ほどご報告等を申し述べます。
 まず始めに、去る5月31日に出納閉鎖を迎えられたことに対しまして、一言お礼を申し上げます。
 ご案内のとおり、平成16年度の西予市の財政運営は多難に満ち、大変ご心配をおかけいたしました。市民の皆さん、議員の皆さんのご理解、ご協力によりまして、ご要望等の事業は無事に遂行することができました。ここにご報告を申し上げ、衷心よりお礼を申し上げる次第でございます。
 振り返りますと、全国の自治体が合併により財政規模の拡大による財政基盤の安定化を目指しましたが、しかし三位一体の改革という大きな変化によって、わずか1年足らずで地方財政事情が一変してしまったことを、改めて重く受けとめているところでございます。私たち、一人一人はこういった現実をいまだ一度認識し合い、また今後とも協力し合っこの改革の波を乗り切るとともに、強い意志を持たなければならないと念じております。議員の皆様におかれましては、ぜひこれからの行政運営につきましても絶大なご支援を賜りますようお願い申し上げます。
 次に、行政改革の進捗状況であります。去る6月8日に課長級の職員で構成している行政改革推進専門部会で行政改革大綱の基本指針や、実施計画書の素案をまとめましたので、次はこれに基づき部長級で構成する行政改革推進本部において確認し、さらに8月初旬に行政改革推進委員会へ諮問する予定となっております。そこで、議員各位には9月議会の議員全員協議会の場において、ご説明ができるものと思っております。
 また、補助金の見直しは先日からすべての補助金について担当課のヒアリングを行っていますが、その見直しの基本方針は補助金未来のあるべき姿を見出すことにしております。つまり、客観的に認められる公益上の必要がある場合において、自助努力をもってもなお不足する部分を補助するという補助制度の原点に立ち戻って、見直しを図ってまいっているものであります。なお、最終取りまとめを9月末に予定しており、議員の皆様には10月中旬にご説明したいと考えております。
 さて、今回の補正予算でございますが、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ7億265万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を261億9,425万3,000円と定めるものであります。
 その主な内容でございますが、まずは総務費ではこれからの地方分権が推進される中で、多様な、高度な行政ニーズの対応が必要不可欠の条件となっているため、職員の専門性、質的向上を図って、住民に対する要望にこたえるべく職員研修費を計上しております。また、そのほかに下松葉集会所、緑ヶ丘集会所の建築事業費を計上しており、総額で7,405万円でございます。
 次に、民生費におきましては、新規事業としまして介護相談員派遣事業の経費を計上しております。この事業の目的は、介護保険のサービスに関する利用者からの苦情を都道府県の国民健康保険団体連合会や市町村が受け付けるものであります。しかしこれはあくまでも事後的な対応が主なものであります。そこで、利用者の日常的な不平、不満、疑問などを受け付け、苦情が発生するようことを未然に防ぐために設けられたのがこの介護相談員派遣事業でありますので、これらの事業を積極的に推進し、問題の改善や介護サービスの質的向上を務めたいと考えております。
 また、在宅寝たきり老人等介護保険手当と人工透析患者通院交通費につきましては、さまざまなご異論がこの本会議等にもしていただきました。議員協議会もやっていたいただきましたが、今回の補正で追加しております。総額で3,673万2,000円の減額となっております。
 次に、衛生費の主なものとして、都市との交流を促進するとともに、西予市の新しい健康づくりの拠点施設であります健康保養地中核施設が本年11月にオープンする予定であります。今回は、こういったことに伴います附帯設備費等の費用を計上しており、総額で1億1,176万2,000円となっております。
 次に、農林水産業費につきましては、明浜の特産品である無添加ジュースを加工する施設が老朽化し、その取りかえ費用を計上しております。また、林業の振興として間伐材出荷推進事業補助金や県林内作業道整備事業費を計上しております。総額では1億3,434万6,000円となっております。
 次に、商工費につきましては、日本大相撲秋期巡業西予市野村場所を招致する費用を計上しております。私は旧野村町から引き継がれた乙亥の里を整備するに当たっては、昨年の所信表明にも触れましたとおり、乙亥大相撲を大変価値の高い伝統文化と評価し、その上で伝統文化によっての交流を確保しながら、中心市街地への新しい複合施設としての整備を図ってきたわけであり。そこで、これらの乙亥の里を今後有効利用して計画以上の経済効果を高めるためには、どのような事業を展開すればよいのか、さまざまな角度から研究しながら事業決定をしたのがこのたびの大相撲地方巡業の招致であります。したがって、この招致事業につきましては、野村地区はもとより西予市内の経済効果ははかり知れないものがあるものと期待しておりますので、どうか皆様もぜひ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、そのほかにコミュニティー助成事業による明浜のシーカヤック購入費やシーサイドパーク内の貯水槽移転工事費を計上しており、総額で1,462万5,000円となっております。
 次に、土木費につきましては、県営事業負担金や来年度事業予定の設計委託料を上げております。また、城川の今田中学校線の橋梁工事費や、宇和196号線道路整備事業費、三瓶の市営住宅6戸分の事業費を計上しております。総額で2億1,195万7,000円でございます。
 次に、消防費につきましては、自主防災組織機材整備費等、衛星携帯電話の備品購入費を計上しており、総額で1,493万4,000円でございます。
 次に、教育費におきましては、城川育英基金の透明性を図るための繰出金、また田之筋小学校体育館雨漏り修理工事

費や先哲記念館改修工事費を挙げております。そのほかに、市内全体の行政サービス水準の均衡を図るために、市営宇和プールの取水ポンプ設置工事費を計上しております。総額で7,943万6,000円となっております。

次に、災害復旧費につきましては、16年度に遂行することができなかった事業を計上しており、総額で9,502万6,000円となっております。

以上、歳出の概要でありましたが、続きまして主な歳入についてご説明をいたします。

まず、保育所保護者負担金の増額を行っておりますが、これは昨年国が定める基準より3.6%低く抑えていたもので、これをできる限り基準に近づけるために、県下10市の状況を踏まえた上での措置であります。

また、宝泉坊ロッジ使用料の減額措置や集会所建築事業に係る県補助金の寄附金、あるいは三瓶の市営住宅の火災保険の受け入れ等々をそれぞれ計上していますが、この上で歳出に不足する財源措置として、財政調整基金の繰り入れを行っております。

以上、ご説明いたしました。詳細な点については担当課長から補足説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○清水財政課長（補足説明）

○松本生活福祉部長 議案第106号「平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整を行うものであります。

歳出につきましては、一般管理費の給料73万6,000円の減額等で、合計107万5,000円を減額いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金107万5,000円の減額であります。

これによりまして、既決いたしております歳入歳出予算からそれぞれ107万5,000円を減額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を52億3,092万5,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてであります。今回の補正の主な内容は、依津診療所医師の交代と診療所職員の人件費の調整及び土居診療所診療体制の変更に伴う人件費の調整並びに代診医負担金の増額であります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

依津診療所の歳出では、一般管理費の人件費を840万円減額し、医業費では歯科用機械器具の購入費を20万4,000円増額いたしました。

歳入では、一般会計からの繰入金を819万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億156万円といたしました。

次に、狩江診療所の歳出では、一般管理費の人件費を246万7,000円増額し、歳入では一般会計からの繰入金を246万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を7,604万9,000円といたしました。

次に、高山診療所の歳出では、一般管理費の人件費を773万9,000円減額し、医師住宅の改修費、改修等で31万1,000円、医業費では歯科用機械器具費の購入費を30万9,000円増額いたしました。

歳入では、一般会計からの繰入金を711万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を8,572万9,000円といたしました。

次に、田之浜診療所の歳出では、一般管理費の人件費等を189万円減額し、歳入では一般会計からの繰入金を189万円減額し、歳入歳出予算の総額を2,033万2,000円といたしました。

次に、惣川診療所の歳出では、一般管理費の人件費を54万6,000円減額し、歳入では一般会計からの繰入金を54万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1,563万5,000円といたしました。

次に、土居診療所の歳出では、診療体制の変更に伴い6月から入院を休止することにいたしました。それに伴い、看護師5名を減員いたしましたので、一般管理費の人件費等を2,862万3,000円減額し、研究研修費で代診医に係る費用弁償39万円、負担金562万5,000円を増額いたしました。

歳入では、一般会計からの繰入金を2,278万9,000円減額し、杉之瀬診療所からの繰入金を18万1,000円増額いたしました。歳入歳出予算の総額を1億7,172万円といたしました。

次に、杉之瀬診療所の歳出では、施設整備委託料を18万1,000円減額し、繰出金を18万1,000円増額して相殺いたしましたので、歳入歳出予算の総額は変更ありません。

次に、二及診療所の歳出では、一般管理費の人件費を11万3,000円増額し、予備費を同額減額して相殺しておりますので、歳入歳出予算の総額は変更ありません。

次に、周木診療所の歳出では、一般管理費の人件費を30万8,000円減額し、予備費を同額増額して相殺しておりますので、歳入歳出予算の総額は変更ありません。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第107号「平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、4月の人事異動に伴う人件費の組み替え、並びに平成16年度老人保健医療給付費等事業実績額の確定により、前年度分の超過額及び不足額が見込まれるための補正を行うものであります。

まず、歳出につきましては、一般管理費で人件費40万5,000円の増額、また支払基金医療費交付金の前年度超過分の償還金として4,600万円を計上いたしました。

次に、歳入につきましては、支払基金審査支払手数料交付金の前年度不足分として19万円、医療費国庫負担金の前年度不足分として2,875万9,000円の増額、一般会計繰入金として医療給付費繰入金1,705万1,000円、事務費等繰入金40万5,000円の合計1,745万6,000円を増額計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ4,640万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を69億6,651万8,000円といたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第108号「平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は主に、人件費等の調整を行うもので、本予算の事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,913万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を39億3,098万9,000円といたしております。

明浜デイサービス勘定では、歳入歳出予算の総額に増減はございません。

城川居宅介護支援勘定では、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を2,343万6,000円といたしております。

内訳といたしましては、事業勘定の歳出の主なものは総務費の総務管理費で、人件費等1,712万2,000円、介護認定審査会費で1万2,000円、介護給付費の介護サービス等諸費で200万円を増額するものであります。

歳入につきましては、歳出の保険給付費で計上しております介護サービス等諸費200万円に対する、国庫支出金の負担割合の額を増額いたしました。

また、一般会計繰入金は1,738万4,000円と基金繰入金46万円を増額いたしました。

次に、明浜デイサービス勘定の歳出は、総務費の施設管理費で使用料及び賃借料8万7,000円を増額し、予備費

を8万7,000円減額しております。歳入歳出内で補正を相殺いたしております。

次に、城川居宅介護支援事業の歳出は、サービス事業費の居宅介護支援事業費で使用料及び賃借料9万1,000円を増額いたしております。歳入につきましては、サービス収入の予防給付費収入で居宅支援サービス計画費収入9万1,000円を増額いたしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○安藤建設部長 議案第109号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ9,935万円減額し、歳入歳出予算を13億2,490万3,000円と定めるものであります。

補正予算の主な内容は、国庫補助金の減額及び人事異動に伴う施設整備費の減額であります。

歳出の主なものは、施設整備費で人件費77万7,000円、工事請負費1億3,100万円の減額、委託料3,640万円の増額と備品購入費64万円の減額等であります。工事請負費と委託料の補正は国の予算配分の減額に伴う事業費の減額によるものであります。

財源といたしましては、国庫補助事業費の減額による国庫支出金5,293万3,000円、市債4,180万円、一般会計繰入金461万7,000円をそれぞれ減額するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第110号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、それぞれ217万2,000円減額し、歳入歳出予算を10億1,533万円と定めるものであります。

今回提案いたします補正予算の主なものは、人事異動に伴います施設整備費の減額でございます。

歳出をご説明いたします。施設整備費で人事異動により給料194万5,000円、職員手当等124万9,000円、共済費47万8,000円のそれぞれ減額、また野村町阿下地区において、県工事による道路改良に伴い、配管移設の必要が生じたため委託料50万円、工事請負費100万円の増額となっております。

歳入につきましては、一般会計繰入金367万2,000円の減額、配管移設のため、県からの移転補償費の受け入れて繰入150万円の増額となっております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

（日程7）

○議長 次に、日程第7、報告第1号「平成16年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から報告第4号「平成16年度西予市公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○森総務企画部長 報告第1号「平成16年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第2号「平成16年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成16年度西予市上水道事業会計繰越計算書の報告について」、報告第4号「平成16年度西予市公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成16年度西予市一般会計、公共下水道事業特別会計及び上水道事業会計における各事業のうち、平成16年度から平成17年度への繰越明許費及び継続費繰越しにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を添えてご報告申し上げます。

以上、報告4件につきまして、よろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

報告4件につきましては承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第111号「城川町農産物加工第2工場備品の取得について」を本日の日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、本案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

（追加）

○議長 議案第111号「城川町農産物加工第2工場備品の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○大森産業部長 議案第111号「城川町農産物加工第2工場備品の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成17年7月25日完成予定の城川町農産物加工第2工場内に設置いたします、農産物加工用備品を購入しようとするものであります。

購入する備品は、主に栗を加工し、くりあんや栗の甘露煮を製造する機器及び栗の加工に伴い排出される栗の皮の処理機器等で、去る6月13日に指名競争入札を行い、タニコー株式会社松山営業所、所長山本隆徳氏が3,097万5,000円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第111号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第111号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第111号「城川町農産物加工第2工場備品の取得について」は原案のとおり決定をいたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次回は明日6月17日午前9時より一般質問質疑を行います。

なお、議員の皆さんは議員会を午後1時10分より開催をいたしますので、午後1時10分に協議会室の方へお集まりください。

以上でございます。

散会 午後0時01分

平成17年第2回定例会（2日目） H17.6.17
平成17年第2回西予市議会定例会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成17年6月17日
1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
1. 開 議 時間 午前9時00分
1. 散 会 時間 午後1時57分

1. 出席議員
1 番 田 中 剛
2 番 田 山 清
3 番 松 宮 宏
4 番 宇 島 幸
5 番 松 元 武
6 番 嶋 川 文
7 番 沖 野 三
8 番 森 井 義
9 番 名 本 男
10 番 河 野 生
11 番 藤 浅 義
12 番 浅 野 昭
13 番 浅 野 夫
14 番 三 岡 秋
15 番 岡 好 吉
16 番 酒 井 之
17 番 兵 頭 勇
18 番 山 本 義
19 番 山 本 俊
20 番 山 本 和
21 番 梅 原 千
22 番 鍵 地 朗
23 番 菊 宮 三
24 番 岡 田 男
25 番 岡 本 男
26 番 山 平 盛
27 番 大 竹 元
28 番 一 宮 重
29 番 坂 本 重
30 番 浅 員
31 番 議 員

1. 欠席議員
1. 地方自治法第21条により説明のため出席した者の職氏名

市長 長 役 役 長
市助 長 入 育 部 長
収入 長 企 画 部 長
教務 長 設 計 部 長
建設 長 産 業 部 長
生活 長 福 祉 部 長
教 育 長 合 併 支 所 長
明 治 長 野 村 合 併 支 所 長
野 川 長 城 川 合 併 支 所 長
三 瓶 長 病 院 合 併 支 所 長
消 防 長 防 本 部 長
総務 長 財 政 課 長
企 画 長 調 整 課 長

1. 記者席についた者
1. 傍聴席についた者
36名
1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議 事 局 長 吉 良 孝 一
議 事 係 長 井 上 千 浪
1. 議 事 日 程
1. 会 議 に 付 した 事 件
1. 会 議 の 経 過
別紙のとおり
別紙のとおり
別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問
2 議案第 94号 西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について

平成17年第2回定例会（2日目）H17.6.17

議案第	95号	西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第	96号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
議案第	97号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第	98号	合併前の城川町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料、旅費及び特殊勤務手当の特例に
関する	条例を廃止する	条例制定について
議案第	105号	平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）
議案第	106号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第	107号	平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第	108号	平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第	109号	平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第	110号	平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
請願第	1号	じん肺罹患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める請願書について
陳情第	1号	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について
陳情第	2号	地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

1	一般質問	
2	議案第	94号 西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について
	議案第	95号 西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第	96号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
	議案第	97号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
	議案第	98号 合併前の城川町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料、旅費及び特殊勤務手当の特例に
関する	条例を廃止する	条例制定について
	議案第	105号 平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）
	議案第	106号 平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第	107号 平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）
	議案第	108号 平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第	109号 平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第	110号 平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	請願第	1号 じん肺罹患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める請願書について
	陳情第	1号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について
	陳情第	2号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について

開議 午前9時00分

○議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

（日程1）

○議長 これより一般質問を行います。

通告順に質問を許可いたします。

○5番元親孝志君 皆さん、おはようございます。第2回定例会におきまして、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告をいたしております中学校の歴史教科書の採択に関連いたしまして、3点理事者の答弁を求めたいと思います。

中学校における歴史教科書の採択について、ことしもまた活発な議論がなされております。前回に引き続き、今回も文部科学省の検定に合格した新しい歴史教科書をつくる会主導の中学校歴史教科書をめぐって、国の内外において賛否両論の意見が飛び交っております。

平成18年度以降に使用する中学校の歴史教科書は、8社が歴史的分野と公民的分野で文部科学省に申請がなされ、一部修正はあったものの、すべてが検定に合格をいたしております。これを受けて、各都道府県の教育委員会は、ことしの8月末までにどの教科書を採用するかを決めなければならなくなっております。

前回においては、愛媛県下5つの教育事務所管内別だった採択地区が、昨年からは11地区に細分化されました。その変更理由につきまして、県教育委員会では市町村合併の進行に配慮し、文部科学省の指導に基づいて、市町教育委員会の意向が採択に反映されるようにしたとその理由を説明をいたしております。単純に考えれば、現時点で愛媛県下は22の市と町でありますから、平均2つの市と町で採択を決めることになります。当然西予市教育委員会としても、その責任と権限が増大したわけであります。

翻って前回は、愛媛県は東京都教育委員会に続いて県立聾養護学校の一部で、新しい歴史教科書をつくる会主導の歴史教科書を採用いたしております。さらに、2002年には県下の中高一貫校の県立中学校で採択し、公立中学校では全国初となりました。東京都教育委員会でも、2004年に都立の中高一貫校で採択をいたしております。歴史教科書がこれほど社会に物議を醸し出したことはかつてなかったことであります。今なぜ歴史教科書なのか、私たち一人一人が改めて考える必要があると思います。

新しい歴史教科書をつくる会主導の中学校歴史教科書では、文部科学省への申請理由につきまして、日本国民の自虐史観からの脱却を目指すためといたしております。これに對しまして反対の意見として、戦争を美化し、再び軍国主義に逆戻りする史観であると強く反論いたしております。

同時に、中国、韓国からは、歴史を歪曲し、過去の責任を否定しようとする史観であり、歴史認識に誤りがあると抗議をいたしております。これと時を同じくして、ことし3月末から4月末にかけて、中国の広範囲において大規模な半日デモが繰り返されました。その理由といたしまして、日本の国連安全保障理事会入りに反対をする、歴史認識の是正を求めるといったものであります。国を挙げての問題と化しているわけであります。

そこで、改めて近現代史を理解するために、東京裁判を振り返ってみました。過去の戦争はなぜ起こったのか、戦争責任はだれにあるのか、その実態はどうであったのか、克明に記述されておるわけであります。これを読んで改めて感じましたことは、日本人自体、この戦争の意味と結果についてどれだけの人が理解しているのだろうかということであります。

特筆すべきことは、東京裁判は、言うまでもなく戦勝国が敗戦国日本を裁いた軍事裁判であります。法廷には、連合軍と戦争に貢献が著しかったインド、フィリピンから、合わせて11名の判事が選ばれ、この人たちによって28名の人たちがA級戦犯と称して軍事裁判にかけられたわけであります。

この裁判の中で注目すべきことは、インドのバール判事ただ一人が日本国無罪を主張されました。そこには1500ページに及ぶ膨大な量の意見陳述が残されております。現実には、この意見は無視され、裁判は10対1で刑が確定をいたしました。しかし、いまだにバール判事の意見書が世界で再考されているのも事実であります。

日本は、戦争によって、国土はもとより精神までもがずたずたにされました。敗戦から立ち上がるために、とりえず生きることに専念し、戦争について反省する時間はありませんでした。片や、戦勝国であるアメリカは、東京裁判で勝利することで戦争を正当化し、悪の枢軸として日本を徹底してマインドコントロールしたことも事実であります。これを見たインドのパール博士は、東京裁判の影響は原子爆弾の被害よりも甚大であると慨嘆をされております。パール判事が日本国無罪と言われても、恐らく当の日本人でさえなげと信じられなかったと思います。恐らく今でも同じであると思います。それだけ東京裁判の影響は甚大でありました。

歴史を正しく認識して、再び戦争が起こらないようにすることは、後世に生きる者の義務であります。しかし、戦争はいまだに起こっております。特にアメリカは、湾岸戦争、イラク戦争と飽くことなく戦争を繰り返しております。その背景には、勝てば官軍の論理であります。イラク戦争において、アメリカの戦争の大義としたイラクの大量破壊兵器の保有は、結局証拠は発見されておりません。しかし、裁かれるのはイラクであって、アメリカ大統領ではありません。何の疑問も起こらないというのも不思議な気がいたします。

一方、中国においても、日本を批判するのであれば、かつて文化大革命という名のもとに一方的に共産主義を国民に強要せんがために、国民数千万人を粛正の名のもとに殺害した歴史をどう説明されるのか。このことは、アメリカ資本主義が一方的にイスラム教徒に自国の理論を押しつけようとして、9・11同時多発テロを誘発していることと何ら変わらないと思います。

今後、さらに日本、中国、韓国で共通の歴史認識を目指して共同研究が進んでくると思います。しかし、今現在の教科書のあり方として、日本は民間会社8社が申請したものを文部科学省が検定し、その中から適当と思われるものを都道府県教育委員会が、愛媛県であれば11地区のブロックに分かれて採択の自由が認められているわけでありまして。

一方、中国、韓国の中学歴史教科書は、国定教科書であります。内容的にも日本よりはるかに政治的意図が随所に見受けられます。どちらが公平な歴史認識なのか。今求められるのは、中国が日本を批判するのであれば、中国みずからが国民に対して言論思想採択の自由を認めるべきであると思います。今回の中国のデモにつきましても、往々にして中国の反日教育が影響している指摘されております。私たちは、今改めて歴史を正しく認識し、是は是、非は非として毅然とした態度をとるべきであると思います。そのためには、残念ながら教育から事は始まるわけでありまして。だから、歴史教科書についてこれだけ議論されているわけでありまして。

日本を取り巻くアジア情勢は日ごとと険悪な雰囲気になっております。かつて中国はアヘン戦争でイギリスに国土をずたずたにされました。しかし、一度たりともイギリスに抗議したという話は聞いておりません。イギリスには口を閉ざし、日本には言いたい放題とは、虫がよ過ぎます。それは、日本人に毅然とした歴史認識がないからではないかと私は思います。今必要なことは、国民の一人一人がこのことをしっかりと認識し、戦後60年にわたって日本国民に暗い影を落としてきた戦争加害者意識に対してけじめをつける時期ではないかと思っております。このことは、中央政府が感情的になるのではなく、世論として意思を伝えるべきであると思います。そういう意味におきましても、今回の教科書の採択については非常に重要な意味があると思います。

そこで、以下の点につきまして理事者に質問をいたします。

まず、1点目として、私は批判も覚悟で質問をいたしますけれども、東京裁判で疑問に思ったことは、A級戦犯として処刑された方々が、本日にA級戦犯であったかどうかであります。パール判事の意見がそうであるように、A級戦犯として裁かれた方々は、時としてアメリカの意図的、政治的A級戦犯であったような気がいたします。そうだとすれば、戦争加害者というよりも、むしろ被害者なのかもしれません。そのように考えたときに、靖国神社問題は一体どうなるのでしょうか。

そこで、市長にお伺いをいたします。政教分離とはいえ、日本人として総理の靖国神社参拝に対しましてどのような見解を持たれているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、さきに述べましたように、今回の中学歴史教科書の採択につきましては、特に東京都と愛媛県において、過去のいきさつもあり、相当に注目されると思います。採択については、これから教科用図書選定審議会と選定委員会が最終的に判断していくわけですが、その前に、新しい歴史教科書をつくる会が主張する日本人の自虐史観に対して、市長、教育長はどのような見解を持たれているのかお伺いをしたいと思います。

最後に、3番目といたしまして、東京裁判の結果、日本がかって戦ってきた日清戦争、日露戦争、満州事変、そして第二次世界大戦に至るすべての戦いは、植民地政策のための侵略戦争であったと、中国、韓国人はもとより、日本人すらそう思っている人が多いと思いますが、市長はどのような歴史認識でおられるのかお伺いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○三好市長　まず、傍聴席の方々にお礼を申し上げます。本日、明浜の区長会の方々を初め、このように多くの方が来ていただきました。傍聴席にこれだけの多くの方が来ていただけますと、私どものこの議会の本会議も活性化いたします。次からぜひまたこのように機会を見つけていただきまして、来ていただきましたありがとうございます、このように思っております。心からお礼を申し上げます。

それでは、今ほどの元親議員のご質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

いつものごとく、元親議員の政治活動、学識の深さ、広さに関心をしておるところでございます。きょうも10分にわたる講演を聞いていたようなほどの気持ちでございます。

さて、中学校歴史教科書の採択については、法律に基づき教育委員会が決定されることになっております。議員もご承知のとおり、教育は中立、公正を基本とするものですので、教育委員会の公正な判断のもと採択されるものであります。

ご質問の中で、東京裁判に係る靖国神社参拝問題あるいは歴史教科書をつくる会の日本国民の自虐史観に関するものについて、日本の過去の戦争が侵略戦争であったことの諸外国の歴史認識に対してどのように考え、歴史観を持っておられるかについてのご質問ですが、この件につきましては、個人としての歴史観や人生観であり、市議会において私の考えることを述べることは少し差し控えさせていただきたいと思いますが、このことは私の考えでは、我々は歴史の傍観者たる以前に、まず歴史的存在である、このように思います。このことを言いかえすと、歴史はその関係性の中で、一瞬一瞬で千変万化するものであり、その意味で歴史をたった一つの史観で発言することは市民に誤解を受ける、このように思っております。

以上でございます。

○5番元親孝志君　今ほど市長の答弁は、ちょっと私の想像外の答弁であったわけですが、私は一国一城の主である市長であれば、自分の見解は述べられていいんじゃないかなと思います。それをどう判断するかはまた市民の皆さんの判断であって、そのことが決定するわけでもないし、強要するわけでもないわけですから、ここは日本のリーダーと言われる方々は、これを毅然と述べることから日本の再生があるんじゃないかなと、私はそういう考えがいたしております。

そこで、市長が答弁されませんので、私の持論を申し上げまして、市長のご意見をお伺いしたいと思います。靖国神社問題は置きまして、自虐史観という問題につきまして、私は再質問させていただきたいと思っております。

今回の歴史教科書の採択につきましては、私は2つの視点から議論しなければいけないと思っております。

それは、1つは政治的視点、それからもう一つは教育的な視点、この2つがあると思いますが、政治的な視点は、先ほど質問の中でも申し上げましたように、日本の教科書は検定教科書であります。中国、韓国は国定教科書でありま

すので、どちらが政治的に公平かということ、火を見るより明らかだと私は思います。ですから、今日の教科書に対して、韓国、中国からいろいろ批判を受けることに対して、日本もやはりそれなりの受けて立つ姿勢があっているんじゃないかなという思いが1つしております。

それからもう一つ、教育上の問題でございますが、第二次世界大戦は言うまでもなく昭和20年8月15日、ポツダム宣言を受けることによって終戦をいたしております。ここで、私も間違っておったんですが、日本人はこれで戦争は終わったと皆さん思われていると思います。しかし、問題なのは、これから7年間、アメリカの占領統治期間があるわけです。そして、日本がアメリカから独立したのは昭和27年、7年後でございます。この7年が日本にとって、むしろ第二次世界大戦以上のアメリカとの戦争であったんじゃないかなという思いが、東京裁判もろもろの記事を読みましてつくづく思いました。

そして、この7年間でアメリカは何をしてきたか。それは、言うまでもなく、アメリカは日本人に対してこの第二次世界大戦という大きな過ちを起こしたのは、あなた方の先祖、過去の人たちの行動、考え方が間違ってたからこのような大きな過ちを起こしたと。これから再びこの過ちを起こさないためには、過去の考え方を捨てて、新しい考えのもとにスタートしなければいけない。そして、アメリカが過去の人たちの何を嫌ったかということ、日本人のそのとき持っていた道徳観あるいは修身教育、団結、そういったものであったと思います。

そして、そのことを戦後行動指針としたのが、私は教育基本法じゃないかなというふうに思っております。それはなぜかといいますと、教育基本法は今日まで日本人の学校教育における道徳、修身教育、団結、これをことごとく排除してきました。これはアメリカの意図したところと全く同じだと思います。そして、その結果、今の日本の教育、社会が、果たしてこれでいいかどうか、恐らく大半の国民はこれはいいと思っておられないと思います。ということは、アメリカの占領下政策の思うがままになったと私は思っております。

ですから、今改めて日本国民がこれからの新しい国を目指していくためには、これは地方づくりも全く同じでございますが、やはりこのことをもう少し謙虚に研究をし、新しい日本人の歴史観、歴史認識を持たなければいけないんじゃないかと。そういう意味において、市長が答弁をされないというのはいささか残念に思うわけですが、私のこの再質問に對しまして市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○三好市長 あえて逃げたわけではありませんけども、少し答えさせていただきます。

まず、自虐史観の考え方の中で、もう一つ私どもが考えなくてはいけないことは、新しい教科書をつくる会の新しい教科書、扶桑社の教科書でございますが、それは先般ちょっと私も見てみました。非常に読みやすい教科書であることは間違いなく、このように思っておりますが、検定の前に抜けたことがあることを私はある本で見ました。これはどういうことかといいますと、扶桑社が最初に出した中に、歴史は科学でないということがあったそうであります。これは検定の前の段階、検定の段階でのけられなかったということを聞いております。歴史は科学であるというのはマルクス史観の歴史観、いわゆる唯物史観であります。基本的に歴史は科学でないということが、私が先ほど言った言葉にあるわけですが、歴史はいろいろな人の持つておる歴史観によっていろいろ違うわけですから、そのことを踏まえて、私どもはこの行政の中でも考えていく必要がある。一方的な史観ですべてを判断すると難しいと、このような考えであります。

また、先ほど非常にアメリカとの日本の関係の中も言われましたし、私はその中で日本の戦前に持っておった中のすばらしい忠と孝という考えがあるかと思っております。この中で、孝の考え方は中国や韓国の中ではなくてあったわけですが、忠の思想は日本の中につくられた思想であります。これは、それが戦争に結びついたということも大きな史観として考える必要があることも確かだと私は思っております。

しかしながら、日本であえてできたその道徳観の中で、忠、孝の中で忠があると、が日本の中でできたということも、私どもは十分考えていく必要がありますし、今後それぞれの中でその検証をする必要があろうと、このように思っております。

以上でございます。

○5番元親孝志君 くどくなるようですが、これは私の議員としてのポリシーでございますので、もう一点ばかり市長にお伺いしたいと思っております。

これは、3番目のかつての戦争が侵略戦争だったかどうかという話でございますが、ここも私は日本人として毅然としておっていいんじゃないかなという話を1点だけさせていただいて、市長の考えをお伺いしたいと思っておりますが、過去に幾つかの戦争をやっております。その中で、私は特に日露戦争というものの意味合いを非常に重要視いたしております。日露戦争がなぜ起こったのか、これは言うまでもなく欧米列強のアジア植民地政策に對しまして、日本が唯一アジアの中で白人に對してノーと言った戦争であり、歴史であります。そして、日本はこの大国ロシアに對しまして、日露戦争で勝利をいたしました。このことは、アジアの奇跡であり、私は日本人の不幸の始まりであったと、悲劇の始まりであったというふうに位置づけております。

で、このロシア戦争に勝ったことがなぜアジアの奇跡かということでございますが、かつて白人というのは黄色人種は人間以下という思想を持っております。そして、有色人種は人間でない。ですから、アジア植民地政策、あるいはアフリカ等々の植民地政策が起こったわけですが、それに日本人がノーと言ってロシアに勝った。このことはアジア諸国の有色人種に非常に強い影響を与えた。その結果、インドを初め多くの国々が独立運動を起こし、独立してきたわけです。ですから、今中国、韓国は日本をいろいろ言ってますけれども、他のアジアの国々は恐らく言わないだろうと思います。それは、かつてのロシア戦争における日本の功績、これを高く評価されておると思えますし、またこれを言えば、日本の国内は逆に戦争を美化するとか、軍国主義とか言いますけれども、これこそがまさしく私は自虐史観であるというふうに思っております。私は、この日露戦争の日本の果たした役割というのは、日本人として自信を持っていいというふうに確信をいたしております。

しかし、残念なのは、これに勝ったことによって、日本は新たな脅威を感じなければいけなくなりました。それは、ロシアに勝ったといえど、まだロシアの本国で勝ったわけではありませんし、まだ周囲には列強大国がいっぱいあります。いつ日本を攻めてくるやらわかりません。そのためには、日本は今まで以上の軍事強化を図ってそれに備えなければいけない、これは必然な状況、環境ができたわけです。そのことが結果的に第二次世界大戦にまで至ったということは、大変不幸であります。

○議長 元親議員、持ち時間が終了しておりますので、発言を終わってください。

○5番元親孝志君 はい、わかりました。

○議長 別に答弁は要りませんか。

○5番元親孝志君 途中で切られましたので、一言お願いしたいと思っております。

○三好市長 非常にこの市議会の本会議の中ではすべきかどうか、これ国会討論のようなことになっておりますが、侵略戦争であったかどうかについてのご発言でございますけど、これも歴史的な認識の違いがありまして、2年ぐらい前に「親日派のための弁明」という本が出ました。これは韓国の方が書かれた、金完燮さんであります。私もその本を読んでおまして、韓国の方から見て日本の歴史観はどうだったのかということを問うとるわけでありまして、それが、その対比の中で、同じ政策を侵略をしたと、植民地化を図ったと言われながら、朝鮮と台湾の違いを対比しながらそのことに弁明された本がその「親日派のための弁明」であります。それを読んでおまして、その中で何でそのように2つの国が親日派になるのと反日派になったのかということを考える必要があります。私もそれをずっと考えておりまし

たが、だから先ほど言いますように、歴史のとらえ方によって非常に、その人のとらえ方によって考えが変わってくるということでもあります。

経済的に言いますと、日本がこういう、そういう政策をとったときに、封建制度というのが日本の中にありました。世界の中で封建制度ができたのはヨーロッパと日本だけですが、日本がこのように経済的に発展した、これは一つのマルクス理論の中にも出てきますけれども、その封建制が日本にあったことによって経済発展の大きな、あるいはヨーロッパが発展した大きな、産業革命が起こった大きな原因にもなっているわけですが、その中で例えば朝鮮の中においては、李王朝から即入って、封建制度が李王朝のときにはなかったというのが経済理論でありまして、そのためにいろいろなこういうあつれきから問題が、考えの違いが出てきたのではないかと、このようなことも思っております。

以上でございます。

○31番浅野豊重君 私は、差し迫る西予市の問題につきまして、単刀直入に質問いたしますので、理事者といたしましても明快な答弁をお願いしたいと思います。4つばかり質問いたします。

第1は、職員の意識改革を。

先般、テレビで病院の赤字経営の脱却に成功した病院の紹介がありました。その報道によると、病院関係者全員の覚醒を促し、成功したとあったのであります。覚醒とは、目を覚ます、また目を覚まさせるということだそうであります。職員は、だれもが最初は患者さんのために頑張るという志を抱いて就職をするのですが、忙しさにかまけて、いつの間にかそのことを忘れ、自分や病院の都合を優先させていたのです。また、病院側も病院の都合に合わせていた。そのことに気づいた院長は、方針を180度転換して、患者の都合に合わせることを決意したのであります。次の3点を改革したとあります。

1つ目は、病院は患者のためにあることを職員に徹底し、言葉遣い、行動、施設、備品に至るまで患者の立場や目線に切りかえたのであります。

2つ目は、人事においては、局部、個人でなしに局部の上下関係をなくし、6局が横一線に並び、部局の持ち場を最大限に生かし、どの部局からも患者さんの意見や要望を直接聞いて改善を図った。

3つ目、職種による特異性を排除するため、全員に勤務前3分の清掃を行わせた。

これらが相まって赤字脱却に成功したと報じられています。

西予市においても、病院はもちろんでありますが、すべての職員の意識改革、すなわち覚醒を促す必要があると思うが、市長の考えと決意をお聞かせ願いたい。

2つ目、勤奨退職は慎重に。

ある本で見たことですが、勤奨退職、すなわち民間で言うリストラであります。これは絶対にやるべきでない、必ず将来に禍根を残すとあったのであります。それは、当人はみんなのためにやめてやったんだ、また一方雇用者側は余分に退職金も出してやったんだと思う、お互いに感謝の気持ちがないからだと言っております。

西予市においても、勤奨退職者をとらんとしているようですが、合併協議会においても、毎年定年退職者の半数以内に職員の採用をすることで職員数を削減し、10年をめどに適正な職員数にすべきであると決議されたかのように聞いております。確かに三位一体改革が余りにも国の債務削減にやっきになっていることは否めない。それにより、地方自治体の財政は圧迫されていることも事実であります。かといって、退職を望まない一部の者の犠牲にして行うべきではないと思います。私は、まだ一考の余地があるのではないかと思います。それを考えるならば、すべての職員、当然議員も含めて、薄く、広く、給与、報酬を削減により歳出を抑制することが市民の目から見ても理解できるのではないかと思います。

当然のことながら、今後は市民に痛みを強いることも多くなると思いますので、その説明においても我々がまず改革を行えば、市民の方々の理解が得やすいのではないかと思います。急激な人減らしは市民サービスの低下にもつながることは明白であり、また旧5町の給与格差は正においても5年をめどに調整するとなっておりますが、歳出の抑制する観点からも考慮すべきである。後悔のないように最善を講ずるべきと思うが、市長の考えをお聞かせ願いたい。

3番目、集落営農に移す指導と支援を。

少子・高齢化は、福祉・医療にとどまらず、農業にも大きな影響を及ぼしていることはご案内のとおりであります。特に、中山間、条件不利地域では、圃場整備も十分でない田畑は毎年のように休耕地が進んでいる状態にあります。現在のような昔ながらの個人農業では、農家が持つ機械代金の償還、耕作もできなくなるのは明白であります。これらの解決には、一日も早く集落営農またはそれに類した方法によりするよりほかはないと思います。

なお、現在高齢者により耕作ができなくなった農家では、耕作者に収穫の作物はすべて、その上に金を出して休耕阻止をしている。これらの方々は、休耕が地域の環境悪化に、また災害をもたらすことを考えておられ、頭の下がる思いであります。行政としても、一日も早くこのような方の願いをかなえるために集落営農システムをつくり、耕作できない者も安心して田畑の管理を任せる制度をつくるべきである。

なお、中山間地域の直接支払制度と併用した取り組みをすべきであると思うが、理事者の考えをお聞かせ願いたい。

4番目、老人（老年）の名称を改め、熟年に。

ちょっと驚くかもしれませんが、私はこのことを出してみたいと思います。

人生80年と言われて久しいのですが、現在は65歳になれば高齢者手帳を渡される。このことには別に問題はないのですが、65歳を過ぎれば一般的に老人と呼ばれ、それが当たり前のように思われている。昔は人生50年と言われていました。そのころであるならば、老人と呼ばれてもええかもしませんが、現在ではそぐわないのではないかと。それよりも現在のよう少子・高齢化時代に、年を重ねたかといって老いの気持ちにならなくては困る。

老いという字を辞典で引いてみると、衰える、老いぼれるとあるが、そのような気持ちをもたらさない意識改革をすべきではないでしょうか。稲でも、花が咲き、実がついた後はいかに立派に熟するかであります。いわんや人間である。子供を産み、育て上げ、やっと子供が一人前になったと思った途端に老人呼ばわりは不適切である。子供たちから解放され、これから社会のために貢献できる身になった方を老人扱いにして社会から遠ざけてしまつては、本人はもちろん、社会にとっても損失であると思います。人間は一生涯をかけて熟します。体力的な衰えはありますが、気持ちは、持ちようによっては強くもなり、また持ちようによっては弱くもなる。思い込み、またすり込みといった要素もあると思うんですが、西予市においては老人の老の字をなくし、熟としてはと思います。

したがって、西予市では老人、老年をなくして、高齢者を熟年とし、老人クラブは熟年クラブとし、これから先人間として立派に熟し、社会に貢献してもらうような心構えをお願いしたいと思うが、市長の考えをお聞かせ願いたい。

以上であります。

○別宮助役 浅野議員の正職員の意識改革についてのご質問にお答えをいたします。

地方分権時代を迎えまして、全国の地方自治体が改革という転換期である現在、分権社会の担い手である職員がどのように政策を立案し、執行、運営していくかによって自治体が大きく変わってくるということだと思います。市民の皆さんが行政に向ける目は相変わらず大変厳しいものがあるわけでございます。前例主義にとられずに、どのようにすれば住民の皆さんのための仕事ができるのか、自分ができることはどういうことなのか、一人一人が動き出せば何ができるのか、またこの組織にいたあかしをどう残すべきなのか等々、その使命を果たせる考える職員の育成が今後重要なポイントであろうというように思っております。

このことから、地方公務員法第39条の規定に基づきまして、職員の資質、教養の向上による職務の遂行能力の増進を図り、新たな市政に対応し得る職員の育成を目的に、今年度職員研修計画を策定をいたしたところでございます。

内容につきましては、正職員研修規定に基づきまして、研修委員会要綱、自主研修要綱等を定めまして、自主研修、職場内研修、職場外研修の3体系により推進する計画といたしております。

しかし、職員の意識改革、また意欲のアップ、さらには職員全体のレベルアップを図るには、職員研修だけでなく職場の環境の整備、職員の給与格差の調整等も実施しながら職員の一体感の醸成に努めたい、このように考えておるわけでございます。このような一体感の醸成を進めながら、市民の皆様の期待にこたえられるような職員の育成を図ってまいりたい、このように考えております。

なお、職員の職場研修につきましては、階層別研修をキャッスルランド深山、三瓶本館で実施するよう計画をいたしております。また、接遇研修、派遣研修を含め今議会に補正予算を計上しておりますので、ご理解を賜りますとともに、職員への指導、助言をお願いを申し上げます。

次に、職員の勤奨退職についてお答えをいたしたいと思っております。

職員の早期退職者募集制度の根拠となります西予市職員の退職手当の特例に関する条例の制定につきましては、平成17年2月14日の臨時議会におきまして議決をいただいたところでございますが、退職手当に関する権限は愛媛県市町総合事務組合にございまして、地方自治法第284条に抵触をし、市条例に基づいた制度は導入できないこととなりました。当局の勉強不足に対しまして、大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、この場をかりましておわびを申し上げます。

しかしながら、現在の財政危機は、これまではなかった異常な状況でございます。4月26日に開催されました事務組合の臨時議会で、組合の条例改正を提案させていただきました。検討することで一致をいたしております。このことで、現在事務組合で検討委員会を設置をいたしまして、条例改正の方策を検討を進めているところでございます。このために、ここの4月1日から予定をしておりました早期退職者の募集は取りやめておりますが、組合の条例が改正されましたら、改めて募集を始めたい、このように考えておるわけでございます。

ご指摘のございました、勤奨退職によって退職を望まない一部の職員を犠牲にしてはならないということでございすけれども、早期退職を望まない職員を強制的に勤奨するものではございません。優遇措置により退職を希望する職員を対象にした制度でございまして、ご理解をいただきたいと思います、このように考えております。

また、職員の給与格差は是正でございますけれども、合併協議におきまして、合併後5年をめどに調整することとなっております。現在職員個々の給与カードのチェック、入力作業を行うための準備をいたしておるところでございます。

平成18年度から調整を実施する予定でおりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

○大森産業部長 浅野議員 3点目の集落営農に移す指導と支援についてのご質問にお答えをいたします。

農業就業の人口の減少や高齢化が急速に進展する中で、効率的かつ安定的な農業経営の確立を図るには、地域、産地ごとの核となる担い手の確保が不可欠であります。特に土地利用型農業においては、地域ぐるみで農地や農業用水の利用調整が行われている現状を踏まえ、地域の話し合いに基づき、集落を基礎とした営農組織や法人化を図るなど、小規模農家も参画できる担い手を中心とした集落営農を育成することが重要であると考えております。

また、本年度から新対策の直接支払制度に取り組むこととしておりますが、これまでの道路、水路等の管理活動に加え、多面的機能の増進を一層図るため、担い手育成、営農組織化の育成、担い手への農地集積化に向けた活動など、集落活動のレベルに応じた集落の取り組みを積極的に推進することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本生活福祉部長 それでは、4点目の老人の名称変更についてお答えをいたします。

浅野議員のご指摘のとおり、老人福祉法が公布された昭和38年ごろの平均寿命を見ても、男性が65.32歳、女性が70.19歳となっております。平成15年では、男性が78.36歳、女性が85.33歳になっており、この四十数年の間に男性が13歳、女性が15歳長生きするようになっております。平均寿命が伸びた現在、65歳を越えても体力的、気力的にもまだ現役世代に負けない若々しい人が多く、まだまだ現役で活躍されている方もたくさんおられます。80歳を迎えても、体育館でバレーボールを楽しんでおられる方もいるようであります。

西予市では、65歳以上の方が平成17年5月末現在で1万5,513名おられますが、これからの西予市のまちづくりを考えていく上にも、この65歳以上の方々の力が必要不可欠であると認識をいたしております。

高齢者福祉は、老人福祉法に基づいて施策が推進されておまして、この法律の中では65歳以上の方を老人として位置づけておまして、老人福祉の対象といたしております。厚生労働省では、65歳から74歳までを前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と位置づけております。それぞれ個人差はありますが、前期高齢者については老人というよりも熟年と言った方が的確な表現であるだろうと感じております。日常生活の中で熟年意識を強めていくことは大切なことであるかと認識をいたしております。

ご質問のように、団体の名称を老人クラブから熟年クラブへ変えるのも意識づけの一つではあるかと思いますが、しかし任意の団体でありますので、それぞれの団体の中で検討していただき、時代や地域に即応した名称を考えていただくこともよいのではなかろうかと思っております。個々の単位クラブでは既に独自の名称を使用している団体も存在いたしております。宇和町では54の単位クラブのうち、23の単位クラブでは寿会など地域によった任意の名称を使用いたしております。

ただ、行政といたしましては、あくまでも老人福祉法が根底にあり、この法律を基本にして事務を推進いたしております。市民の皆さんが主体的な活動として熟年意識を高められ、高齢者の皆さんがいろんな分野で活躍していただくことが重要なことであるので、今後とも意識の改革を図っていけるよう努めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○31番浅野重君 いろいろとよくわかりましたけれども、今からは経費はたくさん要するということは、これ明らかですが、その節減をいかにすることがこれから大きな問題であるかと思います。先ほどもちよっと触れましたように、市民感覚で見れば、市も、そして議会もやはり襟を正し、そしてきちっとそういう方向に動いてほしいことが見えれば、ある程度無理を言っても我慢してもらえると、こういうふうには思います。やはり市、そして議会も、議会の方では先日もちよっと出ておりましたが、何かせないけないということになっておりますが、これはこれからの話ですが、やはり市職員といたしましては薄く広く、やはりそういう形で努力をして、市民の皆さんがなるほど一生懸命やっているなあというような形にしてみれば、今からいろんな補助なんかにおいては見直しもする、せなければならぬと私も思っておりますが、そういう意味においてもぜひそのことは念頭において今後の予算に取り組んでいただきたい、このことを申して終わります。

○議長 答弁は要りませんが、浅野議員。

○31番浅野重君 市長ちょっと。

○三好市長 それでは、浅野議員の再質問についてお答えさせていただきます。

私は、職員にもずっと今言っておるところであります。とにかく市の職員になってほしいということを書いており

ます。やはり一つ高いところで意識をつけて、その意識の中でやはり住民の方にお返しをするというのが私どもが望む市の職員のあり方だと、このように思っております。今ほどおっしゃられますように、職員も市民感覚を持ちながら、しっかりした意識づけの中でお返しできるような職員をつくっていくというのが今回のまた予算にも提示しております研修制度でございます。ぜひともご理解をいただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○26番山本安男君 平成17年第2回定例議会におきまして、一般質問の機会を得ましたので、通告によって2点ばかり質問をさせていただきます。

まず初めに、救命機器AEDについて伺いをいたします。

西予市消防本部におかれましては、火災や救急、人命救助の最前線に昼夜を問わず活動されておりますことに対して、心より感謝申し上げる次第でございます。

今、各地でAED、訳しますと自動体外式除細動器という名称だと思いますが、公共施設や救急車に設置することが全国で進んでいるそうであります。AEDは心臓突然死を防止する手軽な救命機器で、捜査も簡単で安全性も高いことから、欧米では空港や駅、競技場、学校等にも早くから備えつけられ、救命率の向上につながっていると言われております。日本でも早くから取り入れて普及しようとの声が高まり、これまで医療従事者しか使用できなかったAEDが、昨年7月、公明党の主張が実り、一般市民にも解禁になっています。

西予市消防本部の広い管轄内で、人命救助にはなくてはならない機器だと思います。AEDの内容や西予市消防本部の今後の取り組みへの計画等について伺いをいたします。

次に、合併浄化槽の公設について伺いをいたします。

今後、西予市内の各地で水質の環境整備が順次進められていくと思われます。国や県の方針の中で、合併浄化槽への見直し事業費が大幅に組み込まれて、各自治体でどの工法で行うか、選択が注目されております。

下水道と浄化槽にかかわる負担を比較をしますと、下水道は市の負担が大きくなり、それは内容的には使用料が回収できず、一般会計からの繰入金がかかることとなります。本来であれば、使用料で賄っていけるのが基本でございますけれども、現状は一般会計を圧迫しているという状況が、二、三の事例から発表させていただきますと、多くの自治体が事業運営が賄えず、他会計より回しているのが現状だと言われております。

また、総務省の資料の中でも、汚水処理費2兆1,364億円のうち、使用料より回収されているのは1兆2,995億円、約60.8%の回収と言われておりますが、その差額8,368億円は他会計からの繰り入れと、こういう現状を示しております。起債の償還費用が資本費として長期にわたり市の負担として考えていかなければならないと思っておりますし、それに比べ、次に示します事例のように、浄化槽は使用時の、導入時の本人負担が少なく、水質維持管理においても良質のものも期待できる市町村設置型への見直しが今各地で検討されております。

ここで、宮崎県佐土原町の実例を紹介させていただきます。宮崎県佐土原町で、合併浄化槽を公設で実施した事例であります。同町では2005年春から下水道の困難な地域において、各家庭の土地を無償で借りて、浄化槽を設置し、使用料を徴収して、適正な維持管理を行う市町村設置型の公設合併処理浄化槽事業が県内で初めて取り組まれたと報じられております。規模の大きさは、8地区を対象に指定し、年間60基ずつ、合計300基の設置を計画をされて注目を浴びております。

この事業は、国の要件を大幅に緩和した浄化槽市町村整備推進事業を受けて実施するものであります。その内容が、国が3分の1の30万円、県が12万7,500円、町が3万8千2,500円、そのうち25万円は交付税処置として補助されております。よって、受益者は9万円の負担で済むという好条件であります。そのうち、町に対して月額3,700円の使用料を支払う仕組みで計画されております。町が検査や機器の修繕などの維持管理に当たるので、受益者の負担は大幅に軽減されたとのことでございます。

今後、南海地震等の発生も予想されておりますが、万一の災害復興においても、下水道よりも合併浄化槽の方が修理が早く行える利点もあります。公共下水道であれば、地中深く工事を行っている上で、工事が大変困難をきわめるとも言われております。今後、西予市内において行われる工事においては、国、県の指導どおり、合併浄化槽の工法で行うべきだと思いますが、市当局の考えをお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○荒井消防本部消防長 おはようございます。山本議員からのAED、いわゆる自動体外式除細動器の内容及び今後の取り組みについてお答えをいたしたいと思います。

救急隊員の行う応急処置等の基準の一部が改正され、応急処置の方法に除細動の項目が追加されたことによりAEDを使用することが可能となりました。それでは、AEDの内容につきましてご説明申し上げます。

心臓突然死は、心室細動という重症の不整脈により引き起こされます。心室細動では、心臓の筋肉が無秩序に細かく収縮するため、心臓からの血流が完全に停止し、急速に死に至る、極めて危険な状態になります。その唯一の治療法は、電気ショックによる除細動であります。心室細動が発生して、除細動が1分おくれることに7ないし10%の生存単位数率が低下すると言われております。そこで、一刻も早く除細動を行うために開発されたのが自動体外式除細動器、いわゆるAEDであります。消防機関におきましては、救急救命士のみが使用可能でありましたが、救急隊員、救命士以外の救急隊員ですけれども、また一般消防職員にも講習することにより、使用することができることとなりましたので、講習を進めておるところです。現在、職員の9割にAEDを用いることができる体制を整備いたしました。また、従来型の除細動器3台を救急車に整備しておりますが、今年度AED本体を1台購入したことで、無積載救急車に配備し、今後全救急車に整備することと、全職員に講習を修了する計画であります。

また、一般市民への応急手当及び啓発のため、AED講習を含めた救命講習を計画し、推進していきたいと考えております。AEDの普及につきましては、西予市の医療機関及び消防機関を除いて、多数の人が出入りする事業所等にはまだ未設置であります。現在、愛媛県下でも置いてあるところは、多分ですが、まだ調べてはおりませんけれども、今言いました消防機関また医療機関を除いては、松山空港に1台あるのみだと私は聞いております。

今後は、県施設、学校関係及び市のイベント会場等に設置することにより救命効果が図られることから、救命講習とあわせて広報活動に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○安藤建設部長 山本安男議員の合併浄化槽の公設についてのご質問にお答えいたします。

本市でも、公共用水域の水質保全、生活環境の改善のため、環境省管轄の合併処理浄化槽の補助事業を活用しております。既に市内で1,722基を設置いたしております。

また、汚水処理施設はこのほかにも国土交通省の公共下水道や農林水産省の農業集落排水などの集合処理施設もございます。これらの汚水処理施設の整備は、それぞれの特性に応じて、効率的かつ適正な整備を進めることが重要であります。一般的に合併処理浄化槽などの個別処理は家屋密度が低い集落や設置の容易さから庭先などが広い家屋に適しています。

一方、公共下水道などの集合処理は、家屋密度が高い市街地などでスケールメリットが働きやすく、また敷地の狭い家屋に対しても、小さな升を設けるスペースがあれば水洗化することができます。

下水道は不経済ではないかとのご質問でもありますが、これらの事業種別の選定におきましては、各施設の建設費、維持管理費について、環境省、国土交通省、農林水産省の通知に基づきまして統一的な経済比較が行われ、それぞれの集落の特性に応じて事業種別が選定されております。

これらの検討所見や事業種別の選定結果は、愛媛県が平成16年3月に策定した第2次愛媛県全県域下水道化基本構想にまとめられ、各事業間の円滑な調整に役立てております。また、事業実施の際には、この下水道化基本構想の策定時からの社会情勢の変化に応じて、区域の追加や削除を検討し、当初の計画に固執せず、効率的な污水处理を目指して事業を進めております。

一方、市民の皆様に対しては、それぞれの事業間で不公平感、格差がないよう十分に調整を図った上で、受益者負担金、使用料金などを定めております。

それから、下水道は地中深くに管渠を埋設するため、地震時に破損した場合、復旧が困難ではないかとのご質問ですが、破損した場合には、ご指摘のとおり復旧が困難な場合もあります。このため、復旧が困難である重要施設につきましては、事前に耐震設計を行った上で施工をいたしております。

本市では、基本構想において公共下水道が3カ所、農業集落排水が2カ所、漁業集落排水が3カ所、そのほかに集合処理が困難な地域については合併浄化槽を計画いたしております。そのうち、公共下水道では1カ所、農業集落排水は7カ所を供用開始いたしております。また、公共下水道で1カ所、農業集落排水で2カ所整備中であり、そのほかの箇所については順次計画的に進めていく考えであります。その中で、ご質問の合併浄化槽の浄化槽市町村整備推進事業についても、国や県の動向を見据え、検討を重ねていきたいと考えております。

今後、基本構想をもとに、より一層効率的な污水处理施設の整備を推進し、公共用水域の水質保全、生活環境の改善に努めていく方針でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○26番山本安男君 消防本部の適切な計画をお聞きしまして、心強い感じでお受けとめいたしました。今後とも、こういった機能的に迅速に、また西予市の場合広範な地域に活躍される上で、一刻も早い設備を各部署に配置を願いたいと思いますが、お金のことを聞きますとあれですけど、1基大体お幾らくらいの予定でございましょうか、お伺いしたいと思っております。

それからもう一点、合併浄化槽の件につきましているいろいろと事例を申し上げたのでございますが、まずは地形的な要素、今から、明浜、城川、野村、三瓶、こういった平らなところばかりではございません。こういった中で、難解な下水道工事が莫大な金を投じて行われていく。そして、当初にも申しましたように、一般市民の税金を投入していく、こういった支出が将来禍根を残すと、このように私は危惧をしているのでございます。

あちこちに事例がございまして、今後また先進地事例を探索しながら推し進めていっていただきたいと思っております。し、基本構想の流れも受けられておりますので、県の方の議会の状況もお聞きいたしておりましたけれども、その流れが当市にも来ておりますので安心してありますが、要は今までの公共下水道オンリーではいけないと、これが大きな財源の不足に拍車をかけていく、これはもう絶対に間違いないと私は思っております。

ちなみに、ここでもう一度具体的に申させていただきますと、設置コストの安さが一番でございまして、大体公共下水道で1人当たり80万円になる。浄化槽は平均的な5人槽で、1人当たり18万円となります。特に、人口が密集していない地域では、浄化槽がコストパフォーマンスの高さを発揮すると。そしてまた、内容的に水質の浄化能力についても、BODで見た場合、公共下水道の処理水は10から20ppm、浄化槽の場合は2ないし3ppmと、これはもう鮎が住めるような清流の水質に戻ると、そして地下水への放流が可能になる、河川ですね。この下水道の場合は、民家から直接管を通して終末処理場まで流れてしまう、中間の川に生態系の水が少なくなったり、またあるところは切れてしまったり、一時的にはそういったおそれがあるし、環境の破壊にもつながっていくと、こういった点を環境省は大事をとって、大きく予算をとりながら、こういった地形のところにはどんどん進めてくださいよということで県の方も公明党の議員も頑張って主張しておりましたし、その流れを受けて、基本構想が今県下に流れているだろうと、このように思っております。

あと、先進地の事例もありますので、今後また委員会を通して検討しながら、進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○荒井消防本部消防長 AEDの機器の値段でございましてけれども、先般1器購入いたしました、70万円しております。練習器、練習する器械があるんですが、それが20万円。

それから、各施設に対しての設置ということはちょっと私どもの方でとやかく言えませんので、この各施設の責任者がどの程度考えておられるかということにかかってこうかと思っております。

以上です。

○議長 安藤建設部長への答えは要りません。

要ります。

○安藤建設部長 再質問にお答えいたします。

山本議員の設置費の検討の分ですが、私どもも詳しくは出してはおりませんけれども、言われましたように、当然下水の処理で集落が離れてるとこなんかは、全部基本計画においても合併浄化槽の設置計画にいたしておりますので、それは市町村型にするか個別の今までどおりの合併処理にするかというのはまた今後の検討で、先ほど申しましたように検討させていただきます。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時19分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時40分）

○17番酒井宇之吉君 先ほど市長が言いましたように、非常に傍聴席に多くの方がおりますと、しゃべりやすくなる面としゃべりにくくなる面とございます。特に、きょうは明浜の区長が来ておられるということで非常に緊張いたしておりますが、頑張ってください。それから、これから議会もいつも見られてというふうな気持ちでやりたいと、これからますます、市長もお願いいたしましたように、議会の一議員といたしましても、傍聴席がいつも満杯になるようにご協力をお願い、まずもってさせていただきます。

前もって通告いたしておりました2点につきまして、議長より許可がおりておりますので、ご質問させていただきます。

グローバルに考えローカルに実践すると。これは、市長が1年前所信表明で行政改革のスタンスとして、第1に夢のある町をつくること、第2に隅々まで行き渡る行政を行うこと、第3に行政の情報を住民と共有すること、これらの基本スタンスを持ちながら行政課題に取り組んでいくということでございました。合併後、地域特性を把握して行政課題に取り組み、1年数カ月が過ぎております。地域特性が、高齢化率40%を超える地域市民の中で、グローバルに考えローカルに実践の方針の意味が内容もわかりにくい、言葉もわかりにくいということで耳にすることがございます。1年間行政運営に携わられました今、どのようにグローバルに考えローカルに実践されたのか、わかりやすく説明をお願いいたします。

また、今後、これがどのようなことに対して、どのようにグローバルに考えローカルに実践されるのか、ご質問をいたします。

2点目でございますが、質問といたしますよりもお願いと言った方がいいかもしれませんが、光が当たらないところへ光が当たる政治を。

合併して1年数カ月余り、市民の意識も少しずつではありますが変わりつつあるように感じております。西予市は一つであらねばならないと、私自身肝に銘じております。しかし、旧町の歴史、文化、伝統、慣習、言葉遣いなど、これ

ほど異なっているとは思いませんでした。また、旧町の経済についてでもございます。非常に格差がございます。海に面して育った人、その社会、山の中で育った人、そしてそのまた社会、何十年、何百年の歳月の積み重ねでしょう。地形的自然環境が生んだ日本の縮図と言われる西予市の特徴なのでありましょう。ことしの春は、大野ヶ原には積雪がたくさん残ってたときに、野福峠では満開の菜の花でございました。哲人がローマは一日にして成らずという言葉がございました。真の合併、5町の合併は一日に成るものではない。これから難難辛苦努力を重ねながら、真の合併に向かっていかなければならないと、かように思っているところでございます。

しかし、他の合併自治体と比べまして、西予市はほとんどスムーズに合併後の行政がなされまして今日まで来ております。いろんな新聞紙上を流しているような問題もございません。これも三好市長、議員各位、職員、そして市民の協力、努力のたまものであると、このように思っているところでございます。融和の精神で譲り合った結果でありましよう。

その中で、私が合併して一番心配していることは、そして杞憂していることではございます。それは1年間を振り返ってみまして、西予市の中心部へ中心部へと、人口の多いところへ、人口の多いところへとすべてにおいて、何かにおいて集中する現象が加速しているのではないかと、いうことでございます。

宇和にインターチェンジがありまして高速道路が完備しました。道路網も、やはり人はそこへ集まります。医療につきましても、野村の市立病院、宇和の市立病院、非常に完備しております。教育につきましても、高校3校ございますけれども、やはり遠くから通って家庭の通学費の負担は結構多くなっております。治安につきましても、念願でございましたけれども、要望はいたしておりましたけれども、野村署が宇和署の方に実質統合されたような形で西予署が誕生いたしております。ショッピングにつきましても、大型店舗、交通網のよくなると同時に、ショッピングの楽しみにつきましても、人口の多いところへ多いところへという傾向がございます。

西予市全体が人口減少の中、人口流動化が早くなり、集中し、そして少子・高齢化の地域間格差がますます進むのではないかと恐れております。GDP、高齢化率、地域経済力の格差もますます進むであります。ちなみに、GDPにつきましては、国民所得当たりでございますが、明浜160万4,000円、これは町別の所得を人口割で割った分でございますが、16年度県統計年鑑を試算をいたしております。宇和町が210万1,000円、野村町が190万7,000円、城川が180万円、三瓶が206万6,000円となっております。低いところと高いところの1人当たりの所得が50万円の差が出ております。これにつきましては、大企業の総所得分に入りますので、企業のたくさん大きいところがあればほんとうと上がるというような結果ではございます。

また、高齢化率につきましても、17年4月末現在、本年4月末現在でございますが、明浜が40.37%、宇和が28.55%、野村が35.11%、城川41.23%でございます。そして、三瓶が33.36%、13%弱の開きがございます。

それから、もう一つ申し上げますと、地域の購買力、地域の経済力でございますが、総所得に対しまして、これは傾向という形でとっていただきたいんですが、三瓶町の商業サービス業の年間商品販売額と地域の総所得を計算いたしますと、三瓶町は46.3%、明浜町は24.2%、宇和町が99.2%、野村町が43.7%、城川町が35.8%となっております。このような高齢化の中で、経済が非常に地域間格差も出てくるということでございます。

そして、農協の合併によりまして、これからは地域が年次ごとに支所、そして分所が廃止されていくというような現状の中で、また計画されております本庁新築によりましてますます中央集権になり、総合支所などに活力が衰退をするのではないかと、というようなおそれもございます。

日本の縮図的土地柄だけに、為政者の性格を有する市長は、事務的な行政者であってはならないと思っております。光の当たらないところへ7分の光をと、光の当たるところへは3分の光をとおっしゃられた政治家もございます。5町が合併した西予市です。それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、市民が納得するためには、光の当たらない、当たりにくいところへ光を当てる政治でなければならないと考えます。そのための政策はいかにあるべきか。

日本の東京への、昭和37年の池田内閣高度経済成長策より東京一極が始まりました。西予市がそのようにならないような政策はあるのか、所見を市長にお尋ねいたします。いや、そのような政策を実行していただくようお願いいたします。一議員も協力します、市民もまた納得していただけるでしょう、お願いということで質問をさせていただきます。よろしく答弁をお願い申し上げます。

○三好市長 酒井議員も、地元から来られておられますので、大変熱弁を振るわれたような気がいたしております。

それでは、酒井議員のグローバルに考えローカルに実践することについて、光の当たらないところへ光が当たる政治についての、この2点については非常に関連がありますので、行政運営の方法であり、非常に関連いたします。質問が前後いたしますけれども、総括して回答させていただきたいと、このように思います。

私の行政推進の基本理念は、これまでも再三再四申し上げておりましたが、第1には夢のある町をつくること、第2には隅々まで行き渡る行政を行うこと、第3には行政の情報を住民と共有することであり、市長就任以来、私の信念として取り組んでまいりました。この基本理念は今後も変える考えはありません。

ご承知のように、今まさに先行き不透明な時代を迎えておりますが、このことを踏まえ、旧5町が地域の産業や経済、福祉、交通、文化、観光など、日々生起する地域の課題を解消し、足腰の強い社会基盤を整備していくためには、小異を捨てて大同につく精神で、県内でもいち早く合併に踏み切ったことはご案内のとおりでございます。

合併した以上、議員がおっしゃりますように一日も早く旧町意識を払拭して、市民の円融和を図り、新市の体制固めをすることが最大の課題であり、また最も重要なことであると認識をしております。このことが早いか遅いかによって、西予市が発展するか否かの大きなターニングポイントになると、このように思います。このたびの市町村合併は、私も含め多くの市民がこれまで未経験でありましただけに、夢のある将来像を描きながらも、多くの不安を抱いたままの合併協議であったことも事実でございますが、幸いにも西予市は議員各位を初め市民の皆様の勇気ある判断によって合併して、西予市誕生後であっても市民の融和の心と譲り合いの精神において今日の行政運営ができておりますことを深く感謝する次第でございます。

旧5町において、昭和の大合併から50年、戦後の混乱から立ち直り、復興と新しいまちづくりの機運の高まりで町民の英知を結集され、夢と希望のあるすばらしいまちづくりを希求されてまいりました。各町の歴史は、多くの人々が絶え間ない歴史の流れに思いをはせながら、ふるさとを愛し、生活文化を創造されてきたあかしであります。

しかし、歴史の転換の中で、大潮流の中で、地域経済の衰退による過疎化、財政基盤の脆弱さが近年顕著であったことも否定することはできません。市町村合併は複数の自治体が一になり、その活動を統合していくことでありますから、旧町の歴史を重んじ、地域の個性と自治の実践を生かし、工夫をしながらそれぞれの地域を均衡ある発展をさせなければなりません。そのために、隅々まで行き渡る行政運営、ローカルに実践する行政運営が重要になってくるのだと、このように思っております。

グローバルに考えローカルに実践するという考え方は、地域主義に陥らずに、基本的には全市的に物事を考え、地域を主体に実践していく考えでございます。なおまた、逆の発想も考えられます。ローカル実践に視点を置くことがグローバルに実践することにもなり、地域の個性を尊重することにつながるものだと考えております。もとより、この実践理論は1年という短時間ですべて解消することではありません。長い間のスパンで考えなくてはなりません。しかしながら、先ほど言われますように、その一例を少し紹介をさせていただきます。

まず1つ、酒井議員の地元の医療問題について、私もその前段で旧町時代から持ち越された課題がありました。

その医師と地域との、旧明浜町とのトラブル等も含めまして、私は一生懸命解消してきたところでございます。それに
つきましては、市全体の医療体制を考え、また依津や明浜地区の医療のあるべき姿、需要を考えて決断をさせていただ
きまして、6月1日から新しいお医者さんと呼ばさせていただいたと、これも一つのあかしだと思っていただいたら
思っております。

また、ことしから実践しました西予市産材の木材住宅建設促進事業でありますけれども、これは住宅供給や定住促進
を図ることにあわせて、産地の川上から供給の川下へ木材を物流することにより、全市対象に木材産業及び建設産
業等を振興して、もって山間部の林業の活性化及び森林保全、水源涵養の維持や山地災害の防止を図ることに係るもの
でございます。

次に、今年度から愛媛県においても、合併により市庁、役場本庁が置かれなくなった旧市町村地域が、合併後も地域
の活力と魅力を維持しながら振興していく活動を支援する合併市町村周辺地域振興補助金制度が、3年間の期限つきで
ありますけれども、創設されております。現在、7つの事業を要望しているところでございます。この制度を利用しま
して地域振興を図っていこうと、このように思っております。

また、消防団は連合組織となりましたけれども、消防のポンプ操法大会は年度ごとに旧町の持ち回りの会場で実施す
ることを確認されております。この活動は、市民の安全安心の生活を支える貴重な活動であります。市民がその行事
を通じて防災を考える、また行政に参加する機会となりまして、西予市民としての自覚と誇り、さらには連帯融和の意
識向上につながるものだと考えております。

また、本定例会の補正予算に計上しております惣川、大野ヶ原、川津南、野井川に設置します衛星携帯電話でござい
ますが、災害による地域の孤立化を解消するという目的でございまして、これも市民の安全安心のためのローカルのな
発想を実践するものでございます。

さらに、現在検討しております産業創造戦略会議、生活交通システムを市としてどうあるべきかを考え、それぞれの
地域の実情に照らし合わせて実践していくなど、総合的な見地で考えているところであります。まちづくりは、一つの
自治体にあっても住民が主体でなければなりません。そのためには、住民一人一人に幸せな生活を享受していただく行
政を推進していかなければならないと、ご質問を聞きながら意を強くしたところでございます。

以上申し上げましたことは、市長就任以来の私の信念としていっているところであり、今後においてもそのことを堅持しな
がら、それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝く行政を進めてまいり所存であります。何かとご理解のほどをお願い
申し上げます。

また、一部本庁舎の問題も言われましたような気がいたしますが、このことにつきましては、合併基本協定書の中に
宇和地内の中で10年以内で建設するという基本を踏まえながら、まずは現在の本庁機能が行政事務や、あるいは
防災時の対応で不十分だという現状もあります。そういうことを踏まえた上で、議会や市民の皆さんの声を聞きなが
ら、市としての今後どのような案を出したらいいかというのを内部で検討した上で、議員の皆様や住民の皆様にご提示
をして、考える機会をまずやっていただいたらと、このように思っております。

以上でございます。

○17番酒井宇之吉君 1年が経過しまして、いろんな形で視点をもう一度見直す質問をさせていただいたと、このよ
うにおとり願ったと思いますが、やはり基本は理事者、議会、そして最後にはやはり参画していただく市民だと思
います。この市民の方々が、本傍聴席のようにたくさんの方が、市行政、議会のあり方、いつまでも初心忘るべからずで
見ていただいて、そして我々は今申し上げましたような初心忘るべからずで施行してやっていきたいと思しますので、
ひとと今後とも西予市発展のためによろしくお願い申し上げます。答弁は要りません、終わります。

○2番松山清君 平成17年6月定例議会におきまして、質問の機会を得ましたので、通告に従い質問いたします。

まず初めに、西予市独自の教育方針を持つことについてお伺いいたします。

企業は人なりと言われるように、人づくりは日本の経済活動及び発展の原点と言えます。ここ数年、国際社会におけ
る日本の立場は、メード・イン・ジャパンという言葉がもてはやされた70年から80年代にかけてのころから大きく
転落しており、次の時代を担う世代にとって暗い影を落としかねないと思われまふ。かつての日本を象徴した世
界の工場は、今や確実に中国を初めとする東南アジアにシフトしているのです。現在の状況に至った原因は、勤勉な私
たちの親や祖父母の世代がつくり上げてきた社会に満足した文部科学省の役人の青写真に従い、ゆとり教育の名のもと
に、生きる力を最優先にした教育の後退が、技術開発や先端医療の進歩、経済システム改革など世界の国々の変化に日
本がついていけない体質にしてしまっていることです。

そのような中で、文部科学省はやっと重い腰を上げ、学習指導要領の見直しに取り組み始めたようですが、日本じゅ
うの自治体を見たとき、来る国際化社会に対応できる子供を育てるために、それぞれの特徴ある教育に取り組んでいる
ところがあります。例えば、そろばんを見直し、暗算力の向上を目指していたり、小学生6年間の時間割に英語の時間
を組み入れたり、独自の取り組みがあります。

西予市でも、小・中学校の英語補助教師ALTの導入や、小学生の体験生活つばめ村などを実施していますが、まだ
まだ一貫して将来を目指した教育方針とまでは言えないと思われまふ。英語を学ぶのと同時に、中国語や韓国語、フラ
ンス語などに触れる教育をするのも、将来的に役立つのではないかと私は思います。

昨年、西予市にホームステイに来た韓国人の大学生2人と一緒に石鎚山へ登山する機会がありました。西予市から車
で、大洲、小田町などを通るルートで土小屋まで行きましたが、その途中、十夜ヶ橋に立ち寄って、弘法大師が一夜寝
たというその場所まで四国八十八カ所の話をしました。彼らは、韓国語のほか英語、中国語を話し、さらに日本語まで
私の話を十分理解するくらい語学力を身につけていました。しかし、初めて聞く四国独特の巡礼という文化の話のせい
か、何度もわからないことを私に聞き返し、日本の文化、四国の慣習を彼らなりに吸収していました。そのとき私が感
じたのは、日本人の学生との異質のようなものです。日本人はつましく、人から言われるまで黙っているというよ
うなイメージを持ちますが、彼らは吸収できるものはがむしゃらに吸収して持って帰りたいという高いバイタリティーを
持っていたことが強い印象でした。知らない言葉を聞くと、常に電子辞書を片手に翻訳して理解する。我々の時代では
考えられなかったことですが、その光景にも驚きました。今の日本の高校生もそうやって英語を学習しているよう
ですが、社会人となって国際社会で活躍するようになると、4カ国語を操る大陸の精鋭たちと競争していかなければなら
ないわけで、そのためのプロローグのさわりくらい子供のうちから感じさせてあげたい、私はそんな願いであります。

したがって、西予市において、もっと子供たちを奮い立たせるような、勉強でもスポーツでも芸術に関しても、西
予市の特徴ある方針を持ち、将来の日本をこうして担うというものを市長はお考えでないか伺いいたします。

また、西予市では、文化的機会に触れる水準が都会と比較すると低い状況です。子供たちが専門的にバイオリンや絵
を習ったりする教室なども大変少ないほか、オーケストラやミュージカル、歌舞伎などの文化に接することもほとんど
なく、そのようなものを知らない子供たちも非常に多くいます。宇和文化会館ですと続けられている、住民に中央の
文化に触れるための講演の補助事業は、これを補う一施策として大変よい事業だと思います。教育の中で、そのよう
なこれまで余り触れることができなかったもの、子供たちが知ることのなかったようなあこがれの科学者や文化人、ひい
ては自分たちの将来を想像させる人、日本の中央で活躍するトップクラスのあこがれの雲の上のような人などと触れる
ことに取り組めないのか、理事者の考えをお伺いいたします。

次に、地域文化と介護や福祉などのボランティアポイント制度についてお伺いいたします。

近年、少子化が急激に進み、年金改革の議論も国会でされていますが、若年層が高齢者を支えるという構造は、今や

終局段階に来ている状況です。そこで、各地で取り組まれているのが、シルバー世代を中心とした福祉ボランティアと、その対価として支払われる地域通貨のシステムであります。これは限られた地域や仲間と値段的につけづらい手助けやボランティアをしたときに、お互いさま、ありがとうという感謝の気持ちのお礼として渡すのが地域マネーです。仕事やサービスに従事した時間をポイント制に置きかえ、商品やサービスが受けられる交換取引制度もあります。単にお金を支払うことと比べると、人と人との結びつきを強め、助け合いの精神を芽生えさせてくれるのが地域通貨マネー制度だとも言えます。スーパーのポイントカードや飛行機に乗ったときのマイレージ、携帯電話を利用したときやクレジットカードのポイント加算制度や西予市宇和町のれんげスタンプなど、地域通貨マネーの考え方と類似するものが、現実の社会の中で住民生活に深く既に入り込んでいるというのも実態です。

この地域通貨マネーシステムは、今後自分が介護や福祉サービスをするときに使用することもできるという制度ですが、これからの時代は税や補助金に頼るのではなく、このようなアイデアや制度を駆使しなければやっていけないのではないのでしょうか。このようなシステムは、今後将来必ず必要性があり、地域発展のカンフル剤となると私は確信しております。

西予市において、福祉にこのようなボランティアのポイント制度、つまり地域通貨と言えるような制度に取り組むことができないのか、お尋ねいたします。

高齢化は今後ますます高くなっていくと推測されてますが、それについての対策や見通しをどう考えているのか、それもお聞かせください。

最後に、西予市のホームページの改良、改善、改革についてお伺いいたします。

西予市も合併と同時にホームページを作成しており、徐々に充実を図られているようですが、一方的な伝達や画一的な業者任せの内容という印象を持ち、温かさや手づくり、あるいは行政職員が考えていることは伝わっていないように思います。以前は、宇和町時代、町民からの声や意見に答えていたりしていたこともあり、そのような双方向のやりとりなどはないのだろうかという意見もあります。もっとさまざまな行事や話題についてもふやすべきではないかと思うし、市民が見て一生懸命市が運営していると感じる部分をつくってほしいと思います。それが本当に役立つホームページだろうし、多くの市民が訪れてくるようになるのではないのでしょうか。

例えば、乙亥会館でこんなことがあったんですよ、宇和文化会館に次はだれが来るんですよとかといった情報は市民は見たいのではないかと思います。私は、毎日長野県駒ヶ根市のホームページを見ます。それは、木曽駒ヶ岳、宝剣岳のライブカメラがあり、いつも違った表情を見ることができるところです。そのような楽しい部分、西予市を代表する風景のライブカメラなど、楽しい雰囲気を持たす工夫が必要かと思っています。

そのほか、市民の参加する部分がない、行政カレンダーに書かれている行事が少なく、更新が余りされていない。部課単位でもっとたくさんの方の行事があるのではないだろうかなども感じますし、西予市からの生の声が伝わってこない。簡単に情報を発信できる手段であるのに、そのメリットを生かし切れていない。一部の者だけしかそれにかかわっていないなどの問題点があるのではないかと私は思います。

現在、西予市のホームページはどういう方針でつくっているのか、また市民の声などがどれくらい反映されているのかお伺いしたく存じます。勝手な業者からの押し売りになっているのではないかと、多くの職員が少しずつ参加し、もっとパラエティーに富んだ興味ある内容とできないのか、現在の取り組み状況などもお聞かせいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○二宮教育長 それでは、松山議員の第1点の質問にお答えをいたします。

昨年度末、OECDの学力検査の結果がマスコミで大きく取り上げられ、特に読解力の低下については、国民の多くの皆さんが大変なこととして受けとめました。また、この原因はゆとり教育であるとも考えられておりますが、果たしてそれだけでしょうか。結果の背後にある真の原因や課題を見きわめることも大切であると考えます。また、ゆとり教育での効果はすぐに出ないだろうと思われる。そして、生きる力を育てるのに、3年間の実践を論議するのはまた困難があるように思われます。総合的な学習の時間についても問題は多々ありますが、全国のPTAにより調査によりまると、こういった回答もあります。この非常に総合的な学習の時間がよいと答えた方が約半数近くもあります。なぜかと申しますと、みずから学ぶようなことができるようになったというような評価もあります。

今の西予市の教育方針として、5つの項目を掲げて推進しております。現在、各学校ではこの方針に沿ってさまざまな取り組みがなされております。学校の独自性を生かしながら生きる力をはぐくんでいくことが、今の西予市の子供にとって重要であると考えます。基礎基本が定着し、学び方を身につけた子供は、みずからの課題に直面したとき、自分で解決の方法を試行錯誤しながら見つけていくことができると信じています。したがって、今の段階では特徴ある方針という特別なものは、現在の方針が達成でき、次のステップとしたいと考えます。

ただ、配慮を要する子供たちの支援につきましては、西予市独自の方法で今後も継続していきたいというふうに考えます。

次に、中央の文化に触れる機会についてですが、子供たちにすぐれた芸術に触れる機会を提供し、豊かな感性を育成することは重要なことだと認識しております。

本年度の具体的な事業を述べると、愛媛の子供のための音楽移動講演、これは明浜中学校で計画しております。バイオリンコンサート、これは漆原啓子さんというバイオリニストを野村に招聘しまして、彼女が所有しておりますストラディバリウスという名器は1億数千万円もするという世界的な名器だそうです。その楽器を生にして聞くという機会を予定しております。また、バレエボールの堺プレイヤーズを招致しまして、バレエ教室を開催する予定もしております。そして、中学生の海外研修ということで、オーストラリアの派遣も予定しております。これらすべてをそれぞれの学校で実施することはできませんが、文化会館等で実施しております事業もあわせてご利用願いたいと思います。

また、これらのイベントの開催につきましては、市内だれでも参加できるよう広く呼びかけていきたいというふうに考えます。今後もこのような機会を、予算の範囲であります、できるだけ多く持ち、子供たちの豊かな情操を育成していきたいと考えます。

以上でございます。

○松本生活福祉部長 それでは、2点目の地域通貨とボランティアのポイント制度についてお答えをいたします。

高齢化が急速に進んでいる現在、西予市におきましても高齢者福祉は重要な課題となっております。西予市における高齢化率は平成17年5月末現在で33.35%であり、西予市まちづくり計画の中の試算によりまると、平成25年に34.5%になることが予測されております。現在、西予市では施設福祉、在宅福祉の両面から高齢者福祉の推進を図っておりますが、これからの福祉を考えると、地域福祉の推進が重要になってくることは、議員の指摘されたとおりであります。

西予市では、地域の中でお互いが助け合って福祉活動を展開していくために、校区単位で小規模多機能型の高齢者福祉施設の整備を考えているところであります。この地域福祉の推進を図っていく手段として、地域通貨の活用を推し進めていくことは非常に有効な手段であるだろうと考えております。

地域通貨は、1980年の初期から世界の各地で実践されてまいりました。この制度は、互いに助けられ支え合うサービスや行為、時間や点数として紙幣などに置きかえ、これを通貨としてサービスなどと交換するシステムであります。現在、日本国内に250団体を超える事業所があり、愛媛県内にも16の団体が実践されております。地域通貨は

地域の支え合いが基本となっており、愛と信頼の通貨とも呼ばれ、その根底には地域コミュニティの構築が重要な課題となってくるものだと考えております。福祉のみに限らず、その運用によってはさまざまな分野での地域づくりのかぎとなる要素を持ち合わせていると考えております。

地域通貨の事業を推進していくためには、地域コミュニティの確立と核となる事業体制づくりが成功の課題であると思われております。愛媛県も県民が主体となっており、お互いに助け合い、支え合う社会の実現のために、愛と心のネットワークづくりに努めており、地域通貨モデル事業を立ち上げ、推進いたしております。この制度は、地域支え合いのきっかけづくりとして自発的に主体性を持って取り組むものでありまして、それぞれのグループが創造的に地域に合ったプログラムを組んで実践するものであります。地域の仲間同士が助け合う活動でありますので、行政が主導となって推し進めていく活動にはなじまないのではないかと考えておりますが、社会福祉協議会で設置いたしておりますボランティアセンターを中心に働きかけを行い、行政でなければできないことにつきましましては側面から協力をしていきたい、このように考えております。

以上です。

○森総務企画部長 松山議員の西予市のホームページについてのご質問にお答えをいたします。

進展する高度情報通信ネットワーク社会にあって、インターネットを媒体とするコミュニケーション手段が普及し、ホームページや電子メールにつきましましては市民生活に不可欠なものになりつつあります。

西予市におきましても、市が提供するさまざまな行政サービスや地域の情報等をホームページでご案内をし、市民の皆様の暮らしに役立てていただいております。また、行政や議会が取り組んでいることを市民の皆様にご覧いただき、市民の皆さんからご意見をいただくことは、協働のまちづくりを進めていく上で有効な手段であると考えております。

したがって、ホームページの作成に当たっては、見る側に立った、使いやすく、見やすい仕組みにすることを基本に考えております。

議員ご指摘の双方方向通信でございますが、ホームページ上に行政相談システムを導入しており、このシステムを利用した市民の方々からいただいたご意見、ご要望、ご提言等は昨年度150件で、そのうちメールでの返信は106件、電話その他の返信は44件でございます。

今後の取り組みでございますが、現在のホームページは合併前に整備されたものであり、1年が経過し、デザイン、内容等の見直しの時期に来ておりますので、現状での問題点、要望等を解消するため、ホームページのリニューアルを実施する計画であります。インターネットを利用している環境や条件もさまざまありますので、すべての人にわかりやすいホームページの作成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番松山清君 ただいまお答えいただいた中で、若干ちょっと納得がでかねるといいますが、教育の問題についてでございますが、若干質問で私が主張したいことと教育長の答弁の間に乖離があったように思います。教育の分野で行政がどうとらえているのか、今教育長の答弁では今のゆとり教育にかなり満足されているようなご答弁でありましたが、現実の中学生、高校生の実態を見たときに、このゆとり教育が果たして子供たちを育てるのに本当にいいのかというのが親の目から見たときの感じでありました。子供たちはたくさん時間がありますから、いろんなことができます。ボランティアをやったり、スポーツにも励んでおりますし、そういった面はいいわけではあります。やはり本分でありまして勉強をしたりとか、いろいろと部活とかそういったやらなければならないことに余った時間が使われているのではなく、むしろ遊ぶ時間に回っているのではないかと、そういった子供がふえているのではないかと、そういったことを私は心配しているわけです。それをなくすために、やはり高い目標と希望とか、そういったものを子供たちに伝えたい、示してあげたい、それが私たちにできることではないかといったようなことが質問の根底なのであります。

ですから、今の総合的な学習も悪いとは言いませんが、今世界の中で日本の教育の水準がどの程度なのか、これはもうご存じだと思いますけども、かつてとは考えられないほど落ちるとなっています。その中で、私は宇和町は各地域と比べて高かったということも過去においては聞いておりますが、現状はどうなのか、そういったことが非常に心配なわけでありまして、そこが今どんなのかもわかるのであれば、今愛媛県内でこれぐらいの水準ですと、そんなんわかるのであれば、また教えていただきたいと思います。

また一方、いろいろとバイオリンの演奏者と呼んだりとか、中学生の海外研修とかという話がありましたが、これに關しては、ただ非常にいい事業じゃないかと。やっぱりそういった機会をつくってあげたい、それも願っておりますし、予算があることですから、そのだれもかれもは行けんかもしれませんが、なるべく一人でも多くの子供たちにそういったチャンスを与えてあげるような今後のご計画をお願いしたい、そう思うわけでありまして。

地域通貨につきましては、ぜひ実現に向けた調査研究、これを図っていききたいと思うわけでございます。

最後のホームページについては、主たる目的としましては、心のこもったものにしていただきたいということで、やはり行政の方々の言葉が本当に出てくるというんでしょうか、皆さんの、1,000人ぐらいおられるわけですから、その方たちがもうみんな言葉を発表するんだと、市民に伝えるんだと、そういったものにしないと、事務的なものだけでは非常にもう一回見ようかという気にならないわけでございますので、その点を十分注意してやっていただきたいと思います。

○二宮教育長 それでは、ただいまの再質問にお答えをしたいと思います。

確かに議員がおっしゃられますように、今のゆとり教育の中で問題になってくることはたくさんあると思います。1点とらえて考えますと、最近は家庭学習の時間が非常に少なくなってきたという現象も起きておる。また一方、その家庭学習を合わせますと3時間以上、3時間程度学習する子供もふえております。いわゆる両極化している傾向にあると思います。その中で、やっぱり義務教育の考え方としましては、両極端をつくるのではなく、やっぱり底上げをするのが義務教育だと思っております。

愛媛県の中でこの西予市の子供たちの学力がどうかということなんですけども、先ほど行われました県の学力検査の結果を見てみますと、西予市内でかんがみまして、14項目のうち、県レベルを下回っているのは3項目程度、あとは県レベルを上回っております。決して西予市の子供たちの学力が低いという考え方はしておりません。

以上です。

○2番松山清君 今、県の状況が聞かれましたが、平均と比べてどうかというのではなくて、やはり頑張っている部分は頑張っているよと、低い部分があっても私はいいと思うんですよ。また、ちょっと今の教育長の考え方とは違いますが、例えば勉強をしない子供がいたとしても、それはいいと思うし、その子が一生懸命例えばスポーツをやっていたと、そのエキスパートになっていったというのであれば、もうそれはスポーツであれ、ピアノであれ、何でもあれ、僕はいいと思うんですよ。だけれども、やはりそういうそれぞれの子供たちがそれぞれの希望を持って毎日頑張るというような気持ちを持っているような環境づくり、それによっているような子供たちのバイタリティーというんですか、やる気が出てくるんじゃないかと思うわけで、やはり今後将来日本を支える子供たちですから、それにこれからのこの厳しい社会にどう対応するかということをも十分考えて、教育の方、方針の方に反映していただければと思います。よろしく願います。

○二宮教育長 ただいまの議員さんのご質疑、十分また考慮しながら、西予市の教育を進めていきたいと思っております。

しかしながら、その根底にあることは、基本的な生活習慣がきちっとできていることが根底になければならないと思

います。このことは、家庭教育の中で十分検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長 ここで、傍聴の皆様をお願いをいたします。規則によりまして、拍手等をすることはできません。静粛をお願いをいたしたいと思います。

○16番岡山清秋君 先ほど酒井議員が明浜の傍聴席の方と言われたんですが、私も、今傍聴席の前段に並んでおられる方、女性の方、おかけしたところ、すべて城川町の方でございます。私からも感謝の意を込めてお礼を申し上げておきます。

本日は、私が最後になりましたが、これまでの方はすべてハイレベルな質問をされました。私はぐっとレベルを下げる方、身近な問題を2点ばかり質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、西予市内の消防水利の整備状況と今後の施設整備計画についてをまずお尋ねをいたします。

合併後の西予市は、瀬戸内、宇和海に面した三瓶町と明浜町があり、野村ダム上流に位置する水利が豊かな宇和町と、高齢化の進む中山間地域の人家が点在する生活環境と非常に厳しい状況の中にある野村町と城川町とがあるわけがあります。いずれも非常時水利水源には乏しいものがあり、市全体から見ても水利水源が豊かな地域は一部分でありまして、大部分は肱川上流の河川、ダム流水に頼らなければならないのが現状であります。

そのような地域において、以前から防火水槽等の整備を図りながら非常時に対応をしているところでありますが、昭和中期に建設をした防火水槽は、ほとんどがふたのない危険を伴うものばかりで、また土石の流入等があり、貯水容量が少なくなっているのが多いと思います。最近建設されたものはふたがあり、防火水槽は1基40立米の容量で、非常時にも日常でも安全で利用できる施設になっております。

合併後2年目を迎えて、財政面でも非常に厳しいものがあり、西予市建設計画策定上にも厳しいものがあると思われるが、市民の生命、財産を保護する上でも最も重要な消防用施設であり、万が一のことを考えて心配されている市民のため、今後の整備計画並びに現段階での防火水槽等の要望はどれくらいあるのかをまず伺っておきます。

次に、城川町古市中津川区に分布しているトゥファの保護についてであります。

先般愛媛新聞紙上に記載されました記事によりますと、本市城川町古市の中津川区の山の中を流れる小さな川に、トゥファと呼ばれる鍾乳石のような水積物が発達した地形が存在し、それは日本でも最大級のものであるということが書かれておりました。これは、今回発見されたものではありません。地元では以前にも知られていたものでありますが、調べたところによりますと、この山頂付近には中生代の石灰岩が分布し、降った雨が地下の石灰岩層を通る間に、多量の石灰分を溶かしながら山の中腹からわき出してくる、その流出水が小さな川となっているようでありまして、このように、石灰分をたっぷり含んだその水は、沢の中に生殖をしているバクテリアや藻類の働きによって化学的なバランスが変わり、結果として川底に大量の石灰分の沈着が起こるんだそうであります。

平成15年3月に愛媛県教育委員会が発行した愛媛県の地質鉱物天然記念物緊急調査報告書でも、城川町のトゥファが紹介されておりました。それには次のように記載されております。トゥファは陸域で生成される炭酸塩水積物のことで、石灰岩地域の水域の水に含まれる石灰分が沈殿や水積して形成される。1995年には、発表された九州大学の教授の研究報告書によりますと、光合成を行う生物が関与したものをトゥファとするのが妥当であると述べております。城川町の今回のトゥファは、長さ実に380メートル、幅10メートルで、日本でも最大のもので報告をしておるわけでありまして。

しかし、このトゥファなる鉱物が我が西予市にとって大変貴重な自然遺産であるにもかかわらず、現在のところ文化財等の指定にはなっていないようであります。私は、この鉱物の存在が広く県内や国内に知れ渡ることは、大変にすばらしいことであると思います。しかし、その半面、心ない人々たちによる破壊や持ち帰りの危険も増すように思えてなりません。そこで、市としては今後この鉱物をどのように紹介をし、教材としてどのような活用をし、また保護をしていくつもりなのか、聞かせていただきたいと思います。

以上、2点お尋ねをいたしまして、私の質問を終わります。

○荒井消防本部消防長 岡山議員の西予市内の消防水利、防火水槽の整備状況と今後の施設整備計画についてのご質問にお答えをいたします。

西予市消防団では、現在18台のポンプ自動車、77台の小型動力ポンプ積載車、101台の小型動力ポンプを所有し、1,825名の消防団員をもって消防防災活動を行っております。

車両、ポンプ等整備は、旧町におきまして更新計画にばらつきがあり、老朽化している備品も多くなっております。そこで、更新計画の見直しを行い、西予市全体での年次計画を作成し、補助事業に申請して、計画的に事業を進めてまいりたいと思っております。

消防水利につきましては、市全体で消火栓が320カ所、防火水槽432基、井戸や河川、プール、池などの自然水利298カ所を整備して対応しております。

新設の防火水槽等水利の要望箇所につきましては、年次計画を立て、補助事業に申請をして対応をしておりますが、要望基数全部が採択にならず、繰り越しになっている現状があります。これからも補助事業に申請し、計画どおりに進むよう要望していきたく考えております。

以上でございます。

○河野教育部長 岡山議員の城川町古市中津川区に分布しておりますトゥファの保護についてのご質問にお答えをしたいと思いますというふうに思っております。

トゥファの保護については、基本的には次の3つのことを視点におきまして、今後進めさせていただきたいというふうに思っております。

まず第1に、文化財としての指定を早急に行うように事務を進めたいというふうに思っております。

それから、第2点目に周辺地域の皆さんや土地所有者の方々や行政が一体となった保存活動、これを進めていきたいというふうに思っております。既に地域の方々とはトゥファというものがどういうものかという話し合いは既にいたしております。

それから、第3番目に学習とか、あるいは大学の専門家による研究の場として、この中津川地区のトゥファの活用も図っていききたい、そういう場にもしていきたいというふうに、この3点を考えて進めていきたいというふうに思っております。

これらのことを基本に、学術的に高い評価を得ているトゥファを全国発信できる仕組みを今後とっていききたいというふうに考えております。

○16番岡山清秋君 まず、消防長にお伺いいたしますが、要望件数を私もお尋ねをしたと思うんですが、それのお答えが出ておりません。数々の消防機具につきましては報告いただきましたが、現在の段階で防火水槽等の要望がどの程度出ているのか、そしてその要望に対する進捗状況というのはどのようなのか、まず1点。

それから、第2点でございますが、今の教育部長にお答えいただきましたトゥファにつきましては、これから地元の、両対岸が民地でもありますので、当然地元の方のお話し合いが必要だろうと思いますが、これからの文化財指定につきましては、どのような方法でどれだけの時間がかかるのか、大体わかるだろうと思います。今まで町の段階ではそこを要望しておりましたけれども、なかなか前に進まない。今、市の段階になったこれからは、恐らくそんなに時間はかか

らないだろうと思うんですが、大体の目安としてはどんなものか、お聞かせいただきたいと思います。
○荒井消防本部消防長 防火水槽の要望件数ですね。旧町関係から出てある要望件数といいますと、総体でというのはちょっと調査しておりませんが、部分的に申し上げますと、野村町から百数十件、それ以外の町からは10件余り程度のものであります。

それで、まだ合併前ですけれども、15年度に各町からの要望です、逆に町からの上に対する要望を言いますと、4件要望しまして、4件とも採択で防火水槽がついております。それから、16年度、合併してから後ですけれども、やはり三位一体の関係かどうかは知りませんけれども、4件これも申請しまして、3件は採択されておられません。1件につきましては、城川町の方で古市についたわけですが、これは林野庁関係で古くから町として申請しておった分がついたということで、その事業も16年度でもう終わっております。ですから、その分も申請ができないという状況がありまして、それから現在は総務省消防庁関係の申請しかできないわけですが、その分で17年度も、昨年16年度で不採択になった3件について申請をいたしておりますが、これも多分ですけれども、採択されない状況になるのではないかと予想しております。

以上です。

○河野教育部長 トUFFアの保存の関係で、文化財の指定の関係なんですけれども、これには先ほど岡山議員が言われましたような規模、先ほど380名と言われたわけなんですけれども、約400メートルの区域の中のどの分をどのように保存していくか、そういったようなこと。それから、トUFFアの学術的な評価というのは、今世界に5論文ほど発表されております。そのうち、3つはもう全部英文でやられておるわけなんですけれども、そういったようなものも含めて、市で市の文化財として指定をしていくのか、あるいは県指定にしていきたいのか、今現在西予市の教育委員会としては市の文化財としての指定をしていきたいというふうに思っております。そのための区域、それから質、それから学術的なものの調査を専門家に委託しなければ、ちょっと素人ではできませんので、そういったような調査を進めるようにしております。先ほどその見積額はということでしたけれども、ちょっと今現在その委託の見積もりの調査をしておりませんのでわかりかねるわけなんですけれども、そういう方向でやっていきたいというふうに思っております。

○16番岡山清秋君 両部長ともわかりましたが、先ほどの消防長の話の中、要望がある中でできないのが何点か、何力所があるわけでありまして、実際にこの今の要望、野村町が百幾らか言われました、これはちょっと異常だろうと思うんですが、こころあたりの現地の調査はされておるんですか、今要望のある中について、それぞれ一つ一つ現地調査をされて許可が出ておるのか、ただ事務的な処理でやっておるのか、順番でやっておるのか、そこらあたりのことをまず、最後ですが1点と。

教育部長、今ほどの件はこれから時間がかかりますけれども、ぜひとも早くその市の指定をしてやるなりして、現地の先ほど申したように、破壊等のないような形に早くしていただきたい、それをお願いしておきます。

○荒井消防本部消防長 現在の防火水槽の関係ですけれども、私どもとしては現地調査はしておりません。各方面隊に消防主任を置いております。各総合支所の方で、その消防主任の方から数値が上がってくるのを、こちらは取りまとめるといふ形でありますので、各総合支所の方におる消防主任の方で現地調査をしておるのか、またしていないのかまではちょっと私の方で把握できていないので申しわけありませんが、そういうことでございます。

（16番岡山清秋君「議長、再質問」と呼ぶ）

○議長 いえ、申し合わせによって2回までとしておりますので。

（「ちょっと待て、ちょっと待て」と呼ぶ者あり）

ちょっと済みませんが、議連の委員長と相談をいたしますので、ちょっとお越しく下さい。

暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時54分）

○議長 再開をいたします。（再開 午前11時55分）

16番岡山清秋君の再質問を認めます。簡潔にお願いをいたします。

○16番岡山清秋君 再質問を認めていただきましてありがとうございます。
先ほどの件なんですが、消防長、もう一度だけ尋ねたいんですが、先ほどの質問では現地調査はされてないということをお聞きしたわけでありまして、これは当然もってのほかでありまして、我々は、我々といいますか市民は、やはりあすがわからない、災害というのはいつ起こるかわからない、それがための要望をしておるわけでありまして、ぜひとも現地調査だけはして、当然今まで出ておる中でも必要であるのとないのと、これは当然今すぐやっていかなければいけないという状況判断があるだろうと思います。どうかそこら辺のどこを現場に踏んでいただいて、消防長ならずとも関係者が入っていただいて、ぜひともそういう対応をしていただきたいと思います。

○荒井消防本部消防長 私の言葉足らずで申しわけありません。私どもといいますのは、常備消防では現地調査をしてないということでありまして、先ほど言いました、各総合支所に消防主任を置いております。その分では現地調査はして、確認した中でのものであるというふうに聞いております。

○議長 以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩をいたします。午後1時10分より再開をいたします。（休憩 午前11時57分）

○議長 再開をいたします。（再開 午後1時10分）

（日程2）

○議長 次に、議案第94号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について」から議案第98号「合併前の城川町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料、旅費及び特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は大綱の質疑のみをお願いをいたします。

まず、議案第94号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について」に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第95号「西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第96号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第97号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第98号「合併前の城川町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料、旅費及び特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について」に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第105号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）」から議案第110号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてまでの6件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は大綱のみ質疑とお願いいたします。

まず、議案第105号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）」に対する質疑を行います。

○28番大竹忠盛君 地域環境整備事業の集会施設の件について、所管外でございますので、1点だけお伺いをいたします。

当初予算でも2施設の集会施設が予算計上されておりますし、今回も2カ所の計上がされておるわけですが、特に今年度着工されます魚成小学校の建築に当たりましては、木材を西予市の森林組合から分離発注をされるということをお伺いしておりますし、大変大切な視点であるかと思っております。

さらに、間伐材の促進等についても予算を計上されていることについては敬意を表するわけですが、これら4施設につきましても、木材あるいはその他の諸材、地場産業の活性化の立場からいいますと、ぜひ地元産材を活用されるように指導をされたいと、このように考えておるわけですが、理事者の考えをお伺いをいたしたいと思っております。

○三好市長 それでは、今ほどの大竹議員の質問についてお答えさせていただきます。

私も、今年の6月1日適用の西予産材の建築促進の要綱をつくりまして、今から、もう適用になっておりますが、これも大きな私が考えました西予市の産業創造戦略会議の一つのあれを皆さんにご討議いただけてきた制度でございますし、ぜひこれをやることによって西予市の中の産業をつくっていくという頭におるわけですが、その中で魚成小学校も同様に西予市が今ほどお話しされましたとおり、購入をして、そしてそのほかを入札をするという形をとらせていただくようにしております。

そういう観点から今ほど言っていたものだ、このように思うわけですが、今ほどの観点がちょっと私どもも欠けておまして、集会所については欠けておりました。今から勉強をして、そういう何らかの方法がとれるのかどうか、できたら西予市産材を使うというような前例を今からつくっていくわけですから、そういう発想もでき得るような方向になるべく考えていきたいと、このように思って回答いたします。

以上です。

○12番藤井朝廣君 この西予市一般会計補正予算の第2号、49ページなんですが、この中に13節の委託料という言葉が入っております。その隣に説明、測量設計管理委託料と記載されておりますが、この分、管理委託、この字はこれが正しいと思われませんか。まずそれの方から要望いたします。

○安藤建設部長 藤井議員さんの質問にお答えします。

この管理は、管の管じゃ、監督の監理という字が正しいんじゃないかと思っております。

○12番藤井朝廣君 わかりました。次からは訂正をお願いいたします。

私がこの1字、たった1字でございますが、指摘したわけでありません。これだけの皆さんがおられながら、このたった1字が気がつかなかったということはちょっとおかしいんじゃないかと思っておりますし、またきょう市長も言われましたけど、市の職員であるということを今日は市長は言われました。その中で、こういう小さな間違いです。これが普通通例となってしまうと、今度は、こういうことがあってはなりませんけど、もっともっと大きな問題が起きたときには、しまいがつかなくなるんじゃないかと思っておりますし、心配をして質問させていただきました。これがこのまま行きますと、西予市のレベルを他の市町村に疑われるようなことがあっても困りますので、今後気をつけていただきたいと思います。

そこでお伺いいたしますが、こういったミスは何とか未然に防ぐためには、業務全体としてどんな形でいいですか、訂正する立場と、こうした方がいいのかという考えがありましたらお伺いをいたしたいと思っております。

以上です。

○三好市長 非常に私どもの一番肝心な予算書の中にミスがあったことについて、いたく反省しておりますし、本当に私どもの中で、これだけの人数がおってチェックできなかったことについては、多くの問題に通じるもんだと、私も今改めてご指摘いただきまして感じております。

いわゆる行政というのはピラミッド型であって、チェック機能ができなくては何もならんわけでありまして、このチェック機能を強化するような研修を、今後とも市の職員研修を通じて大々的に出していくことをやっていこうと、このように思っております。どうもありがとうございました。

以上です。

○議長 質疑はございませんか。

○17番酒井宇之吉君 一般会計でございますが、補正予算でございますが、47ページの合併記念事業費でございます。この点につきまして、お尋ねをするというよりもご確認をさせていただきます。

これは10月29日の予定でございます。そして、9月の定例議会に補正がございますが、非常にこの合併記念事業につきましましては不特定要素が結構あるように私は思います。それにつきまして、現在の組んでる款項目間の流用並びに要件が出てきたときに補正をされるような考え方があるかを確認をいたしておきます。

○大森産業部長 合併記念の巡業のご質問にお答えいたします。

ただいまの件につきましては、今回上げております予算については、まだ十分に本部の方との確認ができていない部分もありますが、いろんな形で準備を進めなくてはならないこともありますので、その辺は概算として組んでおる部分があります。という意味では、9月の補正があり得ると。これからいろんなことを決めていって、9月で最終的な補正をしたいというふうに考えております。

○7番沖野健三君 7番席で質問させていただきます。先ほどは教育長に新鮮味があっていいんじゃないですかと言われて、私も初心に返って、一議員として質問させていただきたいと思っております。

質問内容については、先ほど酒井議員が質問されました合併記念事業の大相撲の巡業についてであります。大相撲の巡業は、過去をさかのぼりますと、昭和56年12月8日に元県会議員の故兵頭茂先生の追悼として行われた、それ以来の大きなイベントじゃないかというように思っております。

そこで、4点、5点、ちょっとお伺いしたいことがありますので、質問させていただきますが、まず乙亥会館の施設についてであります。昨日の財政課長の話では、2,500人の観客を見込んでおるということですが、現在たまり席、それから1階のいす席、2階のいす席を計算しますと、1,516人が収容可能だと聞いております。

そこで、2,500人の収容をして、果たして施設としていいものかどうかということ、これは消防関係になると思うんですが、消防長にお伺いしたいというように思っております。

もう一つは、この施設に関して、その施設の中で飲食が可能かどうか。昨年の乙亥相撲なんかに行きますと、飲食、特にアルコールを伴った方が非常に多いと聞いておりますが、このアルコールを伴ってもいいものかどうかということですね、飲食、この点もお伺いしたいというふうに思っております。

第2点目が、入場料金の設定についてであります。昨日は平均6,000円ということ聞いております。この細かい金額、一番高いところで幾らか、その段階の料金を教えていただきたいということでもあります。

また、この販売方法、広告、宣伝、チケットの販売というのは非常に難しい。2,500人の方に完売するということは非常に難しいんじゃないかというふうに思ってますので、今後このチケットの販売方法をどのような形でとるかということもお伺いしたいということでもあります。

それから最後に、2,500人の方が来られるということは非常に多い方が、ほとんど交通手段は自家用車じゃないかと思うんですけども、この駐車場の確保について、この点もお伺いしたいというふうに思っております。

最後に、これはお願いになるんですが、今回の大相撲の巡業に関しては、観光協会の野村支部の方の力が非常に大きなものというふうになっております。特に相撲部会の方の力がなければ、この巡業は成功しないというふうに考えておりますが、今回50万円の補助、負担金ということで組まれております。今後、また大相撲巡業の後に、1カ月後には乙亥相撲が開催されます。非常に負担が大きく、そして犠牲を払われるというふうに思っておりますが、今後必要とあらば、観光協会また相撲部会の方に補助負担金を出されるかどうかというお伺いもしたいと思っております。

以上でございます。

○大森産業部長 沖野議員の質問にお答えをいたします。

まず、収容の人数ですが、当初は2,500ということで計画をいたしておりましたが、消防署の方と立ち会いのもとで現場で検討をした結果、今最大でも2,300人であろうというふうに指導を受けておるところであります。そのような席の枠組みにしていきたいというふうに思っております。

次に、飲食が可能かどうかということですが、このことについては県の保健所の方に確認をとりました。別に条例とかで禁止していることは別として、問題はないという回答を、それは昨日のことですが、保健所の方からいただきました。

ただ、業者の方に弁当を頼んで販売したりとか、今度の入場券に弁当も含めて販売をするようなことも考えておりますので、その場合には弁当をどなたがつくったのかということだけは報告をしてほしいということを受けております。

それから、3点目の入場料金につきましては、たまり席、それから柵席、2階でありますが固定席があります。それからあと、これも2階に通路がありますけれども、ここを立ち見席と考えております。そこで、これはまだ決定ではありませんけれども、たまり席が1万円、それから柵席でありますけれども、柵席は4列になりますので、前2列が8,000円、後ろ2列が7,000円、それから2階の固定席であります。これは3列になっておまして、相当差がありますので、1列目から6,000円、5,000円、4,000円で、立ち見席は1,500円というふうに考えております。

次に、チケットの販売方法ですが、まず本庁はもちろんであります。総合支所、それから各旧町単位での商工会、それからスーパー、あと松山三越、高島屋、それからJ.A.これは支所も全部含めまして、J.A.あと文化会館とか乙亥会館はもちろんです。それと、愛媛新聞の方とも相談をいたしまして、エリアサービスでも販売をしてもらおうと。あと近隣の、大洲市とか宇和島市あたりはその観光協会さんにもお願いをしてはというふうに考えております。

それから、駐車場の確保の問題ですが、これはもう乙亥大相撲のときでもあります。野村小学校の駐車場、これが大体250台収容ですが、野村小学校、それから今回はそれでは足りませんので、野村中学校、これは恐らく小学校のことを考えますと、300台から400台は収容できるんじゃないかなと思いますが、この2校につきましてはもう29日に了解をとっております。それから、あと運動公園、野村病院も考えております。

以上でございます。

○7番沖野健三君 わかりました。

そこで、私はもう一点お伺いしたいのは、料金の決定をしたと、たまりで1万円、8,000円、6,000円、5,000円というふうに分かれておるんですが、これが果たして完売かどうかによって、この巡業が成功するかしないかというふうに分かれてくると思うんですが、これは今大相撲の人気というのが異常に低迷していますから、甘くかかっとしたら売れ残るんじゃないかというふうに思っております。ぜひとも、これは全市を挙げて、市の職員が1枚ずつ買う、1枚ずつ買うと1,000枚売れるんですから、そのぐらいの気持ちで売るつもりで完売していただきたい。そうしないと、ことしは三好市長が乙亥イヤーということでこの大相撲巡業をされると、もう最後の大きなイベントやないかと思えますので、ぜひ大成功をさせてほしいというふうに願います。よろしくお伺いいたします。

以上です。

○三好市長 沖野議長、今は沖野議員と呼ばさせていただきますが、その席からの質問は1年ぶりの質問だと、このように思いますが、初めてそちらの席から質問された、このように思うわけでもあります。これは私も乙亥イヤーの年ということに、今ほど言われましたとおり位置づけて、しっかり乙亥の発信ということをやりたいと思うための地方巡業でありますので、今ほど言われましたように、市を挙げて一生懸命その完売に努めていくと、このように思っております。

それと、先ほどの質問の中で1点回答が抜けておりました観光協会の野村支部や、あるいは相撲部会への負担金配慮とありますが、これにつきましては十分、今ほどは立ち上げました委員会の中等々も通じまして、その中で検討をして、受けて考えていく所存でございます。

以上でございます。

○2番鍵原芳和君 予算書、一般会計ですが、54ページになろうかと思います。消防費であります。防災行政無線の設計監理が出ております。これは、きのう説明がありましたように、市内の周波数が異なるということで、周波数の統一とデジタル化に向けた更新等の全体計画ということをお聞きしましたが、特に防災行政無線は旧町時代に膨大な事業費をかけまして、それまでの有線放送から無線放送、いわゆる防災行政無線設備を設置してきたわけでありまして、耐用年数から考えましても、まだまだ有効に活用していくべきだと考えておるわけでありまして、今回の補正につきましては、施設設備の更新を前提としてこれをされるのか、あるいは将来に備えての検討資料とされるのか、それをお聞きしたいことと。現在の周波数が異なる状況の中でどのような支障があるのかな、お伺いをしたいと思っております。

それからもう一点、65ページの文化の里振興費であります。これはきのう私聞き漏らしたのかもしれませんが、65ページの工事請負費、それから19節の補助金、この内容について詳細説明をお伺いをしたいと思っております。

以上です。

○炭倉総務課長 それでは、鍵原議員のご質問につきまして、私の方からご説明をさせていただきます。先ほどの予算につきまして、防災無線のことですが、これは2023年までにデジタル化に向けた取り組みをやっていくなくてはならないということになっておりますので、そういうものも考えた設計も入れたことにしております。そういった中で、2023年までには市1波といいますが、1周波数で飛ばすというようなことになっておりますので、そこから調整をしていきたいと考えております。

以上です。

○河野教育部長 鍵原議員の65ページの文化の里振興費の15節の工事請負費と負担金補助及び交付金の関係の件なんですけれども、987万円の工事請負については、現在の先哲記念館の内部の改修工事というふうに理解をしていたらというふうに思います。

それから、負担金補助及び交付金の社会福祉施設改修補助金なんですけれども、この分については、現在先哲記念館に置いてあります故佐々木県議の銅像を社会福祉施設希望の森に置くために、その施設を改修する補助金として計上をさせていただいております。で、終わりたいと思っております。

○2番鍵原芳和君 ということは、19節については希望の森に入れるための改修ということですか。そう理解してよろしいんですか。

○河野教育部長 はい。

○22番健康芳和君 はい、了解です。

○31番浅野豊重君 42ページのいわゆる間伐材の出荷推進事業補助金というのが500万円組まれております。これはもともと城川でやってあったものですが、これは全市に広がったのかなというような気もいたしておりますが、そうであれば、余り多い数字ではない。ご承知のように、この間伐がおくれたところはいかに悲惨なことになっておるか、それが河川とかいふところに悪影響を及ぼしているということはご承知のとおりですが、今後、そうであれば、これ予算が切ったならば、補正を組んでもやはりそういうことを守っていくつもりがあるのか、そこら辺聞かせていただきたいと思います。

○大森産業部長 答えをいたします。

この事業につきましては、旧城川町限定で行っております山いき運動の一環の事業でありまして、13年度から17年度の今年度で終了するものであります。当初予算で360万円を計上しておりましたので、今回860万円になるわけでありまして、ことしについてはこれでもう大丈夫かなあというふうには思っておりますが、全体的なことをこれから山の整備のことを考えると、これは17年度で終わるわけでありまして、ただ財源的な問題もありますけれども、全市に向けてこれからの大きな検討課題と今考えておるところであります。

○31番浅野豊重君 今言われたように、これは城川町の今までやってきた、それを踏襲してるということでありますが、ぜひこの環境、山とか災害のことを考えたら、全市にこれを広げて、やはりこういう制度を残してほしいと。そして、ぜひこの環境を守ってほしいという気でいっぱいありますので、今後その点についてひとつよろしく検討願いたいと思います。

以上です。

○大森産業部長 このことにつきましては、この山の荒廃というのは、国土保全という観点からとらえても、これはゆゆしき問題であるというふうにご承知しております。県の方でも森林環境税が導入されましたし、この荒廃する山、農地も含めてでありますけれども、そのことを考えますと、もはやこういう中山間地域の小さな西予市のような市で、市独りが対応、対処できるような範疇は越えてきておるのではないかなという感じも持っております。そういうことも含めて、県、国の方にも要望をしております。で、市独自としてもこれからのあり方を十分に検討をしていきたいというふうにご承知しております。

○議長 では、議案第105号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）」につきましては、質疑は尽きたようでありますので、次に移ります。

次に、議案第106号「平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」に対する質疑を行います。

○5番元親孝志君 この質問は、私9月ごろの一般質問でいいかなと思っておりましたが、それでは間に合わないんじゃないかなという心配がいたしますので、確認をさせていただきたいと思っております。

国保会計、私厚生常任委員会に昨年ありまして、審議委員をやっておりまして、決算とそれからことしの当初予算、これ認定をしたわけでございますが、その中で昨年度決算を見ますと、たしか4億円弱の歳入不足が生じておりまして、それは基金の取り崩しで対応されました。一応16年度の決算はそれで終わっておるわけですが、基金を取り崩しましたので、残りの残額がたしか1,000万円弱が何らかの基金が残っていない。ということは、平成17年度の決算において4億円近い欠損が出るということは、当初予算を組まれた折に、これは見込まれておる金額であろうと思っております。

としますと、この歳入不足に対して基本的にはこれは保険料で徴収すべきものであるというふうには私は思います。そうしますと、保険料の改正をやらなければいけないわけですが、これは市民に周知徹底をして、理解を得るためにはそれなりの期間が必要であろうと思っております。そうしますと、来年の決算に間に合わせるためには、もう既に行動が始まっていないとおかしいんじゃないかなということを1つ思っております。

それと、今回の補正予算を見ますと、52億3,092万5,000円という膨大な国保料でございますが、これに對して、増額していくこの国民健康保険の額を抑えていく手段、これから将来にわたって、社会保障の中でこの増大するこういう社会保障費を抑えていくための手法というんですか、そういったものを今検討を本当にされておるのかどうかということをまず確認をさせていただきたいと思っております。

○松本生活福祉部長 それでは、お答えをいたします。

今ほどありましたこの国民健康保険の調整基金であります。予算上は16年度中繰り入れる予定でいたしておりましたが、決算状況等を見ますと、この繰り入れは必要ないという判断でありましたので、16年度予算計上いたしておりますけれども、実質的な繰り入れはいたしておりません。というのが、考えていたほどの医療費の伸びがなかったということでご承知のとおりです。

それと、当然将来的にはこの保険料の引き上げも視野に入れておく必要があるだろうと思っておりますから、その辺状況をしながら、必要であると判断できるときには、事前に住民の方へも周知を図っていく必要があると考えております。

それと、医療費の抑制についてであります。やはり病院等に行かないためには健康になることが一番であろうと思っております。そのためには、先般西予市の「健康づくり、元氣だ！西予」を策定いたしましたけれども、その計画を実践に移していきまして、より健康な住民をつくっていくという方針であります。

それともう一点は、今年11月からオープンいたす予定でありますこの城川町の中核施設を利用した健康づくり等にも力を入れていきたいと、このように考えております。

以上です。

○5番元親孝志君 もう一点だけ確認をさせていただきたいと思うんですが、今の状況はわかりましたが、将来において間違いなく不足してくるであろうというふうには私は思っております。で、そのときに、今言いましたように、解決方法は保険料を上げるか一般会計からの繰り入れしかないと思うんですが、この保険料改正につきましては、合併後なかなか心情的にやりにくいであろうということは、これ理解できるわけですが、そうなりますと、対応策として一般会計からの繰り入れという手段になると思います。これは全国を見ても確かにそういうふうにご承知しておりますが、私はこれは職権の乱用じゃないかなという思いがしております。それはどういうことかといいますと、この国民健康保険というのは、恐らく西予市の場合全体で4割弱ぐらいだろうと思っております。加入者が。残りの方は社会保険加入者であるわけなんです。社会保険に加入する者は、当然企業と個人とで全額払ってあるわけですが、この社会保険につきましては、私が加入したときに個人負担というのは当初1割でした。ところが、最近になりましてこれが2割になり、今3割になって、国民健康保険と全く同じ条件になっております。しかし、現実の保険料は相当に格差があります。社会保険は企業も今この社会保険料の50%負担が経営を非常に圧迫しているという現状があります。

そういう中で、国民健康保険に不足が生じたから一般会計から繰り入れるということは、社会保険を払ってる者からすれば、二重に保険料を支払うということになるんじゃないかなという懸念をいたしております。そうしますと、安易に一般会計から繰り入れをされますと、私たちの立場からすれば、それはちょっと待ってくださいよという議論になるんじゃないかなということを私はもう先にこう申し上げておきたいなと。恐らくそういう事態が来たときに、そのことを理解して対応していただきたいというふうに、事前に、転ばぬ先のつえとしてお願いをいたしまして、質問を終わります。

○三好市長 この点につきましてはちょっと政治的な側面がありますので、私の方から少し答えさせていただきます。

今ほど言われますように、一般会計からの繰り入れについての職権の乱用をし過ぎるのではないかというようなご質問があったと思います。

ただ、私どもが考えなくてはいけないのは、いわゆる国民健康保険の被保険者の方々がその所得構造といいますか、社会保険に入られる方々より、なかなか所得には出てくるベースが低いというようなことの側面があると思います。だから、私たちの西予市の段階の中では、そういうことを勘案をした場合に、すべてそれを保険料の料金の上げで、保険税の上げですべて取れるかどうかということになると、非常に私は疑問だと、このように思います。

したがって、ある程度の社会通念的な、国民の中で、いろいろなところで考えられたところまでは、やはり一般会計からの繰り入れで対応しなくてはならない状況が私どもの西予市の中にはあるんだと、このように思いますし、今後国の中でもご議論をされております一元化の問題についてもいろいろ議論にされていくとこだと思います。

その辺のどこを踏まえながら、私どもはその適切な保険料はどのようなところか考えながら進めていきたいと、このように思います。

以上です。

○5番元親孝志君 今、市長が答弁されたそのものだろうと現実だと思います。しかし、それを容認すれば、この医療費の増大っていうものを抑えることができないと思うんです。これを将来的にわたって、やっぱりある一定の節度ある社会保障制度を維持していこうとすれば、このやり方では私は解決しないというふうな思いがあります。取れる者から取れと、弱者は救済してやれという理論では、やはり私は納得されないであろうと。強者といえど、払うものは払った後の話ですから、やっぱりそこはしっかりとしたけじめをつけられて、じゃあなぜいけないのか、というたら歳出をどう抑えるか、その歳出を抑えるための努力をじゃあどこまでされた結果、歳入減に対して欠損が出ておるのかとかというふうな、そういう議論をして、努力をして、その結果、もう万やむを得んとなれば、それは当然理解すべきことであろうと思いますが、安易に一般会計に依存したこういう決算書をつくっていく限り、私はこの金額は年々増大して、最終的にはこの制度自体が成り立たなくなるときが来るんじゃないかなという一つの不安を持っておりますので、ここはひとつ慎重にご議論をいただきたいと思います。

○三好市長 なるほど、確かに言われるとおりでありますけれども、この制度自身の問題で言いますと、いわゆる社会保険に加入された方が、退職された場合には国民健康保険に入られるわけでありまして。そういう制度上の問題もあるということをご理解をいただいて、退職された方が一番高齢者になられて、病院にかかる率も高いときに、保険料を今までと同等に取れるかという取れないわけでありまして。そういう制度上の問題もあるということの中でこの国民健康保険制度を考えるときに、ある程度の一般会計からの繰り入れはしかるべきであると、私はこのように考えております。

以上でございます。

○議長 次に、議案第107号「平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）」に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第108号「平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第109号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第110号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11件については、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

次に、請願第1号「じん肺罹患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める請願書について」から陳情第2号「地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について」までの3件を一括議題といたします。

この請願、陳情につきましては、お手元に配付いたしております請願陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

各常任委員会においては、各議案並びに請願、陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会の審議の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は6月29日午後2時より会議を開きます。

散会 午後1時57分

平成17年第2回定例会（3日目） H17.6.29
 平成17年第2回西予市議会定例会会議録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成17年6月29日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 会 午後2時00分
 1. 閉 会 平成17年6月29日
 午後3時28分

1. 出 席 議 員
 1 番 剛 清 宏 幸 志 文 三 義 男 三 生 廣 義 昭 夫 秋 吉 勇 義 俊 和 千 朗 三 男 盛 元 重 重
 2 番 中 山 宮 島 親 川 野 川 井 本 野 井 野 野 好 山 井 頭 本 川 原 地 宮 田 本 竹 宮 本 野
 3 番 宇 都 志 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 4 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 5 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 6 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 7 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 8 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 9 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 10 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 11 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 12 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 13 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 14 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 15 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 16 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 17 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 18 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 20 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 21 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 22 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 23 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 24 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 25 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 26 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 28 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 29 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 30 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平
 31 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 大 二 坂 浅 員 山 平

1. 欠 席 議 員
 1 番 英 武 男
 2 番 男
 7 番 男
 1. 地方自治法第12条により説明のため出席した者の職氏名

市長 二 静 治 明 二 夫 彦 志 昭 康 夫 夫 男 重 憲 明 夫 司
 入 育 部 長 藤 宇 英 芳 俊 正 豊 若 貞 則 正 福 安 貞 忠 享
 総 務 部 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水
 企 画 部 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水
 設 計 部 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水
 生 活 福 祉 部 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水
 教 育 部 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水
 明 浜 村 合 支 所 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水
 野 川 合 支 所 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水
 城 川 合 支 所 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水
 三 瓶 合 支 所 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水
 病 院 合 支 所 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水
 消 防 本 部 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水
 総 務 課 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水
 財 政 課 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水
 企 画 課 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水
 調 整 課 長 藤 森 本 野 玉 本 鬼 本 甲 井 倉 水 水

1. 記者席について
 愛媛新聞

1. 傍聴席について

2 名
 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
 議 事 局 長 吉 良 孝 一
 議 事 係 長 井 上 千 浪
 1. 議 事 日 程 別 紙 の と お り
 1. 会 議 に 付 した 事 件 別 紙 の と お り
 1. 会 議 の 経 過 別 紙 の と お り

議 事 日 程
 1 議 案 第 9 4 号 西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について
 議 案 第 9 5 号 西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
 議 案 第 9 6 号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

平成17年第2回定例会（3日目）H17.6.29

- 議案第97号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第98号 合併前の城川町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料、旅費及び特殊勤務手当の特例に
関する条例を廃止する条例制定について
議案第105号 平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）
議案第106号 平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第107号 平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第108号 平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第109号 平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第110号 平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
請願第1号 じん肺罹患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める請願書について
陳情第1号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について
陳情第2号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について
2 議会運営委員会における所管事務の継続審査について
追加 議案第112号 一般国道378号三瓶バイパス道路改築事業と垣生漁港漁港漁場機能高度化統合補助事業との
合併工事に伴う受託契約について
追加 意見書案第1号 じん肺罹患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める意見書（案）の提出について
追加 意見書案第2号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）の提出について
追加 意見書案第3号 地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）の提出について
追加 意見書案第4号 道路特定財源の確保（堅持）等に関する制度の充実強化に関する意見書（案）の提出について
追加 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第94号 西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について
議案第95号 西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第96号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
議案第97号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第98号 合併前の城川町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料、旅費及び特殊勤務手当の特例に
関する条例を廃止する条例制定について
議案第105号 平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）
議案第106号 平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第107号 平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第108号 平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第109号 平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第110号 平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
請願第1号 じん肺罹患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める請願書について
陳情第1号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について
陳情第2号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について
2 議会運営委員会における所管事務の継続審査について
追加 議案第112号 一般国道378号三瓶バイパス道路改築事業と垣生漁港漁港漁場機能高度化統合補助事業との
合併工事に伴う受託契約について
追加 意見書案第1号 じん肺罹患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める意見書（案）の提出について
追加 意見書案第2号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）の提出について
追加 意見書案第3号 地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）の提出について
追加 意見書案第4号 道路特定財源の確保（堅持）等に関する制度の充実強化に関する意見書（案）の提出について
追加 議員派遣の件について

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は29名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

（日程1）

○議長 日程第1、議案第94号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について」から議案第110号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてまでの11件と請願、陳情の3件を一括議題といたします。

各常任委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、亀井総務常任委員長の報告を求めます。

○亀井秀男総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

去る6月16日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案2件、陳情2件につきまして、6月20日に審査を行いましたので、その概要並びに特に議論のありました事項の報告を申し上げます。

最初に、議案第97号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」、本条例は火気設備等の設置、構造及び管理並びに取り扱いに関する基準を定める省令の一部改正に伴うもので、燃料電池発電設備の普及、促進と設置に当たり、全国の自治体で統一的に条例を整備するものであると説明を受けました。しかし、各委員には燃料電池発電設備そのものや、条例制定との関係がよく理解できていない分もあったため、改めて説明を受け、原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

次に、議案第105号「平成17年度西予市一般会計補正予算」、歳入歳出予算に関する総務常任委員会所管分については、所管課ごとの細かい説明を受け審査を行い、原案のとおり全会一致で決定いたしました。

なお、その際に出した意見を抜粋して報告申し上げます。

1点目に、財政状況が危機的な状況にあることから、補助金の見直し、人件費の削減、事務費の削減、建設事業費の見直しを中心とした中・長期的な行財政改革案を策定した上で、具体的に実践し、危機的な状況から脱却を図りたいという説明がありました。説明内容から、財政が逼迫している状況であることは理解できますが、行政は市民のために行うものであることを認識し、市民の賛同が得られ、市民と行政が一体となって取り組めるような行財政の改革案を取りまとめ推進されたい。

2点目に、財政難と言いながら、物品購入に当たり、必要以上にグレードの高い品物を高額で購入してはいないか。今までの既成概念を捨て、少しでも経費を削減できるような購入方法の検討や購入する商品と目的達成のために必要な商品を正しく選択できる確かな目を持たれたい。

3点目に、宇和先哲記念館の館内改修費が予算計上されているが、重要伝統的建造物群保存地区へ選定していただく

ために、外観等の改修は柔軟に対応されたい。あわせて、将来的に西予市全体の先哲記念館としての役割を果たす方向へ進む考えかどうかも検討されたい。

4点目に、職員の研修費が予算計上されていますが、あいさつはもちろんのこと、住民に対して笑顔で対応できる職員教育に努められたい。

5点目に、学校教育施設の修繕については、原材料費や需用費によって、PTA会員や地域の人材を活用するなど柔軟な方法で対応されたい。

次に、陳情第1号「地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について」、本陳情は地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現するため、地方六団体の総意として意見書を提出しようとするものであり、原案のとおり全会一致で採択することに決定しました。

続いて、陳情第2号「地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について」、本陳情は地方分権の進展に伴い、首長の権限が強化される一方で地方議会の権限は依然として手つかずの状態であり、住民を取り巻く環境の変化にいち早く対応するため、議会改革に取り組む姿勢のあらわれとして意見書を提出しようとするものであり、原案のとおり全会一致で採択することに決定しました。

最後に、6月21日から23日にかけて、所管施設である市内小・中学校、文化施設、集会所、消防署等の視察を行いました。特に、学校施設に関しては、旧町間でかなりの格差が生じていることを実感するとともに、今後の改善等に関する対処方針として、公平な審査のもとで優先順位をつける必要があるのではないか。また、必要不可欠な修繕箇所等については、財産難のことはあるものの対処する必要があると感じました。

以上で当委員会に付託されましたすべての議案についての、審査結果の報告を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 次に、坂本厚生常任委員長報告を求めます。

○坂本隆重厚生常任委員長 厚生常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案7件、請願1件の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも全会一致にて決定した次第であります。

以下、審査の過程におきまして、特に議論がされました事項について、その概要の報告を申し上げます。

まず、議案第94号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について」は、指定管理者、使用料金の設定、細部についての運営計画の根拠の確認等を行いました。また、競合する既存の施設は新施設完成後、廃止するとのことでありました。

審査の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第95号「西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」であります。永代使用料の1平米3万9,000円は妥当な価格が。地域には許可なく墓をつくっているところがあるが、その対応、処置はどうなのか。また、現在でも無許可でつくる人がいるが、個人での墓地新設は違法行為となるため、広報等で徹底すべきである等の意見が出ました。

審査の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第98号「合併前の城川町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料、旅費及び特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について」は、医師の退任交代があり、通常の給与体系に戻すものであります。

審査の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第105号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）」のうち、健康づくり推進課に関する事項について報告いたします。

あんしんの家が現在1カ所、今年度予定が1カ所、あと校区に1カ所ずつは欲しいという要望があります。最近、グループホームができてきたが今後の見通しについては、城川1、野村2、宇和4、三瓶1の計画がされており、十分精査していきたいとの説明がありました。施設としてはよいと思うが、それは介護保険料を引き上げることにもなる。いずれにしても、地域が支える福祉を推進していくとのことでありましたが、結果的に市の負担が少ないように許可してほしいとの意見がありました。

審査の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、福祉事務所に関する事項について報告いたします。

保育料の値上げについて全市統一ですり合わせ改正し、上がったところと下がったところがあるが、規則で64%を80%の基準に改定した等の答弁がありました。

原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第106号「平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、二及と周木診療所は黒字だと思うが、ほかの診療所はどうなっているのかとの質問があり、一般会計からの繰り入れ状況について説明を受けました。各診療所の経営状況の資料の提出を願い、原案どおり可決決定いたしました。

次に、請願第1号「じん肺罹患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める請願書について」は、業者に対する対応は規則をつくるべきである等の意見がありました。採択すべきものと決定いたしました。

なお、所管の現地調査をあわせて実施いたしましたので、概要を報告いたします。

病院、診療所関係につきましては、医師不足が目立ち、診療所に至っては特に深刻な問題となっているので、市民が安心して暮らせるために、医師の確保に最善の努力をお願いしたい。衛生処理施設等に関しましては、老朽化が進み施設の整備とともに今後も検討が必要であると思われるので、早急に対策を講じられたい。

以上で、当委員会に付託されました全議案につきまして、慎重に審査を行いましたので、報告いたします。

○議長 次に、岡山産業建設常任委員長の報告を求めます。

○岡山清秋産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会では、去る6月22日、関係部課長の出席を得て、今定例会におきまして付託を受けました議案4件につきまして、詳細な説明を聞き、慎重に審査を行いました。その審査の経過並びに結果について報告を申し上げます。

まず、議案第96号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」、本条例は平成17年4月明浜町宮野浦地区に完成した市営住宅を単独市営住宅として追加するものであります。

全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第105号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）」のうち、当委員会に付託となりました予算について議題とし、質疑に入りました。

委員より、まず農林水産業費の林業振興費のうち、間伐材出荷推進事業についてただしたところ、旧城川町において平成13年から今年度までの5カ年計画で実施されている事業であるとの説明がありました。

これを受け委員より、林業経営者は各種補助事業により何とか経営が維持されつつあるという現状であり、森林の公益的機能維持の観点からも来年度以降、市内全域を対象とした新規事業の創設を検討していただくよう強く要望いたしました。

次に、商工費の合併記念事業費のうち、大相撲巡業委託料について、入場料金の設定が高くチケットの販売が難しいのではないかという意見がありました。乙亥の里元年であり、大相撲巡業の成功に向け料金設定の再検討をされるよう、また関係者の宿泊には西予市の保有する施設利用を提案するなど、受け入れ側からの立場として要請をされるよう

要望いたしました。

次に、土木費の急傾斜崩壊防災対策事業費においてであります、5カ所で総額100万円の測量設計委託料、管理委託料が計上されていることについて、この程度の規模であれば職員で対応ができないのかとただしたところ、対応できなかった場合を想定し予算の計上をしているとの回答がありました。

これを受け委員より、現場職員の人材育成により対応を図られたい。また、早急に専門的職員の配置を検討すべきとの意見がありました。

以上、検討の結果、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第109号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、国庫補助事業の内示減による工事請負費の減額補正が主なものであります。

検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第110号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、職員の人事異動に伴う経費の減額補正が主なものであります。

検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託となりました全案件につきまして審査報告を終わりますが、産業建設常任委員会では6月20日と21日の両日、市内所管施設の現地調査を行いました。その調査の過程において出されました意見を報告申し上げます。

1点目に、宿泊施設について、西予市いずれの施設も設備は大変充実をしているものの、十分な活用がなされていない状況にあります。稼働率を上げるために、おのおのPRではなく市の観光パンフレットを作成しPRに努めるなど、営業活動に力を注がれたい。

2点目に、第三セクターの運営に関して、各施設とも相当の努力をされているよう見受けられるわけですが、いま一つ成果が上がっていない。早い段階で十分な分析をされ、さらなる経営の改善に努めていただきたい。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、委員長の報告といたします。

○議長 これより各委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で討論を終結といたします。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

まず、議案第94号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について」から議案第98号「合併前の城川町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料、旅費及び特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について」までの5件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長 起立多数です。よって、議案第94号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について」から議案第98号「合併前の城川町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料、旅費及び特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について」までの5件は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第105号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）」から議案第110号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてまでの6件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長 起立多数です。よって、議案第105号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第2号）」から議案第110号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてまでの6件は原案のとおり決定をいたしました。

次に、請願についてを採決いたします。

まず、請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長 起立多数です。よって、請願第1号「じん肺罹患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める請願書について」は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情2件について採決いたします。

本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長 起立多数であります。よって、陳情第1号「地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について」及び陳情第2号「地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について」は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

（日程2）

○議長 日程第2、「議会運営委員会における所管事務の継続審査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、地方自治法第109条第6項の規定により、平成18年5月末日まで閉会中の議会提出予定案件の取り扱いについては継続審査としたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。委員長の申し出のとおり、申し出の事件を閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時29分）

○議長 再開いたします。（再開 午後3時00分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第112号「一般国道378号三瓶バイパス道路改築事業と垣生漁港漁港漁場機能高度化統合補助事業との合併工事に伴う受託契約について」を本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、この議案を本日の日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

（追加）

- 議長 理事者の説明を求めます。
- 安藤建設部長 議案第112号「一般国道378号三瓶バイパス道路改築事業と垣生漁港漁場機能高度化統合補助事業との合併工事に伴う受託契約について」、提案理由のご説明を申し上げます。
この事業は、愛媛県が進めております国道378号道路改築工事と本市が実施する垣生漁港漁場機能高度化統合補助事業とを合併施行するもので、工事全体を県に施行委託し垣生漁港分の事業費を本市が負担するものであります。平成16年度予算において、当該事業費のご承認をいただいていたものでありますが、埋め立て許可申請等の関係で全額明許繰越となっております。このたび、関係諸手続が完了したことから、合併施行に関し事業を円滑に実施するための費用負担割合等を定めた協定に基づき、国道管理者愛媛県知事加戸守行氏と1億8,580万5,000円で合併工事受託仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
- 議長 理事者の説明は終わりました。
これより質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
議案第112号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。
討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論なしと認めます。
お諮りいたします。
議案第112号については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。よって、議案第112号「一般国道378号三瓶バイパス道路改築事業と垣生漁港漁場機能高度化統合補助事業との合併工事に伴う受託契約について」は原案のとおり決定をいたしました。
お諮りいたします。
ただいま坂本議員ほか2名から提出をされました意見書案第1号「じん肺罹患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める意見書（案）の提出について」、意見書案第2号「地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）の提出について」、意見書案第3号「地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）の提出について」、意見書案第4号「道路特定財源の確保（堅持）等に関する制度の充実強化に関する意見書（案）の提出について」及び「議員派遣の件について」を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。よって、5件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。
（追加）
- 議長 追加日程第2、意見書案第1号「じん肺罹患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。
事務局長に朗読いたさせます。
- 吉良事務局長 （朗読）
- 議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたします。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。
討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論なしと認めます。
お諮りいたします。
この表決は起立によって行います。
意見書案第1号を決定することに賛成の方はご起立願います。
（賛成者起立）
- 議長 起立多数です。よって、意見書案第1号「じん肺罹患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定いたしました。
（追加）
- 議長 次に、追加日程第3、意見書案第2号「地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）の提出について」を議題といたします。
事務局長に朗読いたさせます。
- 吉良事務局長 （朗読）
- 議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたします。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論なしと認めます。
お諮りいたします。
この表決は起立によって行います。
意見書案第2号を決定することに賛成の方はご起立願います。
（賛成者起立）
- 議長 起立多数です。よって、意見書案第2号「地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定をいたしました。
（追加）
- 議長 次に、追加日程第4、意見書案第3号「地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）の提出について」を議題といたします。
事務局長に朗読いたさせます。

- 吉良事務局長（朗読）
- 議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論なしと認めます。
お諮りいたします。
この表決は起立によって行います。
意見書案第3号を決定することに賛成の方はご起立願います。
（賛成者起立）
- 議長 起立多数です。よって、意見書案第3号「地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定をいたしました。
（追加）
- 議長 次に、追加日程第5、意見書案第4号「道路特定財源の確保（堅持）等に関する制度の充実強化に関する意見書（案）の提出について」を議題といたします。
事務局長に朗読いたさせます。
- 吉良事務局長（朗読）
- 議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論なしと認めます。
お諮りいたします。
この表決は起立によって行います。
意見書案第4号を決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
- 議長 起立多数です。よって、意見書案第4号「道路特定財源の確保（堅持）等に関する制度の充実強化に関する意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定いたしました。
（追加）
- 議長 次に、追加日程第6、「議員派遣の件について」議題といたします。
お諮りいたします。
お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件について」は、本件のとおり承認することに決定いたしました。
この際、お諮りをいたします。
ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合は議長にご一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
以上で全日程を終了いたしました。
これをもって平成17年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。
閉会 午後3時28分

平成 1 7 年第 2 回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
承認第 2 1 号	専決処分第 2 1 号の承認を求めることについて（平成 1 6 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号））	17.6.16	原案承認
議案第 9 4 号	西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例制定について	17.6.29	原案可決
議案第 9 5 号	西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について	17.6.29	原案可決
議案第 9 6 号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	17.6.29	原案可決
議案第 9 7 号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	17.6.29	原案可決
議案第 9 8 号	合併前の城川町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料、旅費及び特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について	17.6.29	原案可決
議案第 9 9 号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について	17.6.16	原案可決
議案第 1 0 0 号	南予地方水道水質検査協議会規約の変更について	17.6.16	原案可決
議案第 1 0 1 号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について	17.6.16	原案可決
議案第 1 0 2 号	南予水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び同企業団規約の変更について	17.6.16	原案可決
議案第 1 0 3 号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について	17.6.16	原案可決
議案第 1 0 4 号	八幡浜地区施設事務組合規約の変更について	17.6.16	原案可決
議案第 1 0 5 号	平成 1 7 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）	17.6.29	原案可決
議案第 1 0 6 号	平成 1 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	17.6.29	原案可決
議案第 1 0 7 号	平成 1 7 年度西予市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）	17.6.29	原案可決
議案第 1 0 8 号	平成 1 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	17.6.29	原案可決
議案第 1 0 9 号	平成 1 7 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	17.6.29	原案可決
議案第 1 1 0 号	平成 1 7 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	17.6.29	原案可決
議案第 1 1 1 号	城川町農産物加工第 2 工場備品の取得について	17.6.16	原案可決
議案第 1 1 2 号	一般国道 3 7 8 号三瓶バイパス道路改築事業と垣生漁港漁港漁場機能高度化統合補助事業との合併工事に伴う受託契約について	17.6.29	原案可決
報告第 1 号	平成 1 6 年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	17.6.16	承認

報告第 2 号	平成 1 6 年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	17.6.16	承認
報告第 3 号	平成 1 6 年度西予市上水道事業会計繰越計算書の報告について	17.6.16	承認
報告第 4 号	平成 1 6 年度西予市公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について	17.6.16	承認
請願第 1 号	じん肺罹患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める請願書について	17.6.29	採 択
陳情第 1 号	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について	17.6.29	採 択
陳情第 2 号	地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について	17.6.29	採 択
意見書案第 1 号	じん肺罹患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める意見書（案）の提出について	17.6.29	原案可決
意見書案第 2 号	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）の提出について	17.6.29	原案可決
意見書案第 3 号	地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）の提出について	17.6.29	原案可決
意見書案第 4 号	道路特定財源の確保（堅持）等に関する制度の充実強化に関する意見書（案）の提出について	17.6.29	原案可決
	議会運営委員会における所管事務の継続審査について	17.6.29	原案可決
	議員派遣の件について	17.6.29	承認